

令和4年6月定例会 経済委員会（付託）

令和4年6月23日（木）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

原委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、農林水産部関係の審査を行います。

農林水産部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けすることにいたします。

【報告事項】

- 令和3年度ターンテーブルの運営状況等について（資料1）
- 令和3年度野生鳥獣による農作物被害の状況について（資料2）

平井農林水産部長

この際、農林水産部より2点、御報告させていただきます。

第1点目は、令和3年度ターンテーブルの運営状況等についてでございます。資料1を御覧ください。この度、令和3年度のターンテーブルの運営状況を取りまとめましたので御報告いたします。

まず、1、社会情勢についてでございますが、令和3年度におきましては全国的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、首都圏では緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されまして、飲食店や宿泊施設では夜の外出需要、そして県域を越えた旅行の大幅な減少による打撃や東京オリンピック・パラリンピック開催に伴うインバウンド需要が直接的に消滅するなど、年間を通じて厳しい社会情勢が続いたところでございます。

続きまして、2、令和3年度の運営状況についてでございますが、（1）施設利用者数では、コロナ禍により夜の飲食の機会が減少する中、運営事業者の知恵と様々な工夫によりまして、ランチを中心に旬の県産食材を使ったメニュー展開・提供や、ビュッフェでの多彩なフェアを実施するとともに、機能を拡充したマルシェの通年開催など新たな食体験を提供することにより、徳島の魅力を積極的に発信いたしました。

その結果、前年度の約3倍となる2万8,000人を超えるマルシェの利用があるなど、リピーターは着実に増え、施設利用者数は目標3万5,000人を上回る5万7,680人の皆様に御利用いただいたところでございます。

また、運営事業者が積極的に構築しました首都圏の徳島ゆかりの飲食店ネットワークや、近隣飲食店延べ200店舗と連携した合同メニューフェアの開催、さらにはコロナ禍で帰省を控える本県出身の学生にふるさとの味を楽しむ機会を提供することにより、施設外での徳島の食体験者は約5万人に上り、施設利用者5万7,680人を合わせまして、合計10万人以上の皆様に徳島の食を強く印象付ける機会を創出したところでございます。

2ページでございます。

（2）飲食・物販部門の売上額では、長引くコロナ禍の中にもありましても首都圏での県

製品の販路・販売の拡大に向けて、とくしまブランド推進機構と連携を図り、県産食材の新たな掘り起こしや阿波晩茶といった新商品の開発などによりブランディングの強化を図ったところでございます。

また、産直市からの高速バスを活用した貨客混載といった輸送体系の構築による物販機能の充実や、首都圏飲食店と県内生産者とのオンラインを活用した新たな取引や需要の創出、近隣飲食店への外商・外販活動に積極的に取り組みました。

これらの取組の結果、飲食・物販部門の売上額は、目標2億4,000万円に対し下から2段目の表、最下段に記載のとおり3億447万円の実績となり、目標値を大きく上回る結果となったところでございます。

県産食材の仕入れ額につきましては、産直マルシェの取扱い増加やスダチの仕入れ店舗の増加等によりまして、下の表、最下段のとおり合計で対前年度比25パーセント増となる2億4,717万円となったところでございます。

3ページでございます。

(3) メディアやSNSを活用した効果的な情報発信でございます。

コロナ禍での情報発信が難しい中にありましても、特徴的なロケーションや店内デザインといった施設の強みを生かしたロケーション誘致など積極的なアプローチにより、映画、テレビ、新聞等への露出を図りました。

また、総フォロワー数1万人以上の自社SNSを活用しまして、旬の県産食材や新メニューの紹介、ヴォルティスの応援など、本県の魅力を積極的に発信しました。

その結果、枠囲みに記載のとおり様々なジャンルのメディアやSNSに合計668回掲載され、3億9,000万円を超える広告換算額が見込まれるPR効果となり、メディアを見た視聴者がターンテーブルを訪れるなど、徳島の魅力に触れる機会の増加につながっておりますとともに、県内市町村や生産者、事業者から施設の利活用についての問合せや首都圏でのPRに関する相談が増加したところであります。

4ページでございます。

表に記載の令和3年度の収支状況でございますが、飲食・物販部門については太い四角囲みの上から2段目となりますが、昨年度を上回る6,960万円の売上げがございまして、その下の段、宿泊部門の売上げ1,048万5,000円を合わせた総売上高①では、前年度対比1,075万8,000円の増となる8,008万5,000円となりました。

一方、時短営業や移動制限の要請など、年間を通じてコロナ禍の影響を大きく受けたところでありますが、人件費、一般管理費の圧縮を図るなどの経営努力によりまして、施設全体の経常利益は表下段に記載のとおり、過去最少となる782万3,000円のマイナスにとどめまして、前年度対比でプラス116万円の収支改善を図ったところでございます。

次に、3、令和4年度についてでございます。

飲食・物販部門につきましては、アフターコロナの反転攻勢に向けまして新たなメニュー開発や商品開発を進めますとともに、食の供給拠点としてマルシェの充実、強化を進め、県産食材の更なる販売拡大に取り組んでまいります。

また、とくしまブランド推進機構と連携を図りまして、徳島ゆかりの飲食店を活用した合同メニューフェアや商談会の開催など面的な取組を加速させまして、県産品のブランディング強化や県内生産者と実需者のマッチングを促進してまいります。

宿泊部門については、インバウンド再開の状況を注視しながら旬の徳島情報を入手できる体制の強化や、宿泊者等が徳島の魅力をまるごと体験できるワークショップを実施するなど、利用促進につなげてまいります。

さらに、ポストコロナを見据えまして、県内外への積極的な情報発信やとくしま回帰の促進に向けまして、県内市町村や事業者の皆様と連携を図り、関係人口の増大につなげる取組をしっかりと進めてまいります。

今後とも、ターンテーブルの有する首都圏における徳島の情報発信と交流の拠点としての機能を十分に発揮できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、委員各位におかれましては、引き続き御指導、御支援を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

第2点目は、令和3年度野生鳥獣による農作物被害の状況についてでございます。

資料2を御覧ください。この度、令和3年度の野生鳥獣による農作物被害額を取りまとめましたので御報告いたします。

1、被害額でございますが、9,105万5,000円となっており、前年度から3万1,000円の増となっております。

2、獣種別被害額の状況でございますが、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害は減少するものの、鳥類による被害が増加する状況となっております。

獣種別につきましては、イノシシは3,405万7,000円であり前年度比0.2パーセントの減、ニホンジカは3,014万9,000円であり前年度比4.8パーセントの減、ニホンザルは1,787万3,000円であり前年度比6.8パーセントの減となっております。

一方、鳥類による被害額は695万4,000円、前年度比60.5パーセントの増であり、防除対策実施地域の周辺でカモ類による野菜の被害が拡大しております。

3、今後の対策といたしまして、イノシシに対しましては、農作物被害に応じて防除対策、捕獲対策を強化するとともに、眉山など市街地周辺において安全かつ効果的なIoT捕獲技術を活用してまいります。

ニホンジカに対しましては、果樹被害地域での防除対策、捕獲対策を強化するとともに、引き続き剣山山系や県境付近など高密度地域での個体数削減を推進してまいります。

ニホンザルに対しましては、GPS首輪による群れの加害レベルや行動圏の把握を推進し、加害レベルに応じて集落一体となった群れ捕獲や防除対策を促進してまいります。

また、鳥類に対しましては、農業用不織布やテグスを用いたカモ被害対策を普及してまいります。

なお、資料最下段に、令和3年度のイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲数について、速報値でございますが記載しております。

今後とも効果的な対策を進めまして、農作物被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

原委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

喜多委員

先日の16日、本会議の嘉見議員の代表質問に対して、知事から水産振興公害対策基金において更に追加の燃油高騰対策を講じるとの答弁がありました。そこで、この追加対策についてお尋ねしたいと思います。

まず、改めて燃油価格の高騰による漁業者の皆様への影響と、5月補正予算で創設された県の燃油高騰緊急対策事業の概要についてお尋ねいたします。

里農林水産部次長

ただいま委員から、漁業の燃油高騰対策について御質問を頂いたところでございます。

まず、燃油価格高騰による漁業者への影響についてでございますが、燃油の中で本県の漁業者の皆様が最も利用をされております軽油を例にいたしますと、本年4月以降13年ぶりに1リットル当たり120円に迫る高値水準が続いており、燃油価格が上昇基調に転じました一昨年同時期と比べますと約70パーセント上昇しているところでございます。

漁業経費に占める燃油の割合が高く、燃油価格変動の影響を強く受けることから、多くの漁業者の皆様は、国と漁業者が資金を積み立て、燃油価格が上昇した場合に補填金が支払われる国の漁業セーフティネット制度に加入されておりますが、昨年来1年以上にわたり補填金の交付が続く中、加入者の方々には資金の積み増し負担が重くのし掛かってきているところでございます。

さらに、出荷用の箱をはじめロープ、網などの石油製品価格、また輸送費なども上昇しておりまして、こうしたコストを価格転嫁できない漁業経営が一段と厳しさを増しているところと認識しているところでございます。

次に、5月補正予算でお認めを頂きました燃油高騰緊急対策事業についてでございます。県におきましては、漁業者の皆様への厳しい経営環境を踏まえ、直ちにさきの5月補正予算におきまして国の漁業セーフティネット制度を補完する本件独自の仕組みとして、漁業用燃油価格高騰緊急対策事業を創設したところでございます。

国のセーフティネット制度は、燃油価格の上昇度合いに応じまして補填金に占める国の負担割合が高まる仕組みとなっており、県事業では、この制度の基本となります国と漁業者の負担割合が1対1の部分、漁業者の皆様が2分の1を負担している金額につきまして、これを3分の1に引き下げするための補助金を交付することとしているところでございます。国の補填金を合わせて考えますと、漁業者の皆様への経済的負担は大きく軽減されるものと考えているところでございます。

喜多委員

今説明を頂きましたように、国の漁業セーフティネット制度とこれを補完する県独自の燃油高騰緊急対策事業により、本県の漁業燃油高騰対策はほかの県を1歩リードしているのではなかろうかと思っております。国や県の支援があっても、今答弁にもありましたように、漁業者の皆さんの経済的負担は非常に大きくなっているし、燃油もまだまだ上がる可能性もあるということで、不安は大きくなっていると思っております。

こうした状況の中、今回、知事が理事長を務める水産振興公害対策基金において更に追加の対策を打ち出されるのだろうと理解しておりますが、そもそも徳島県水産振興公害対策基金とはどういう組織なのか。また、今回新たに講じる基金の燃油高騰対策の概要についてお尋ねいたします。

里農林水産部次長

ただいま委員から、徳島県水産振興公害対策基金について御質問を頂いたところでございます。

この基金でございますが、水産物の安定供給、水産業の発展を目的に昭和51年に県、沿岸市町、漁業関係団体などの出捐により設立されました公益財団法人で、本県沿岸に放流されるクルマエビ、アワビなどの種苗生産、また浜の即戦力のある漁業者を養成いたしますとくしま漁業アカデミーの運営などを行っているところでございます。

基金におきましては、全国で出漁の見合せが相次いだ平成20年の燃油高騰時にも、県下の漁業者の皆様を対象に独自の燃油高騰対策を講じているところでございます。

次に、今回実施いたします燃油高騰対策事業の概要についてでございますが、基金の燃油高騰対策事業につきましては、国のセーフティネット制度への加入者向けと未加入者向けの2本立てとなっているところでございます。

まず、燃油価格の上昇時に補填金が交付されるセーフティネット制度の加入者の方々に向けましては、漁業者の皆様があらかじめ積み立て、補填金の交付によって取り崩された自己負担額を対象に、県の5月補正予算事業と合わせましてその半額を支援する制度が設けられるところでございます。

一方、未加入者の方々に向けましては、燃油価格の上昇分を国と漁業者が1対1の割合で負担する国のセーフティネット制度の基本部分と同様の制度が創設され、支援金が交付されるところでございます。

喜多委員

説明を頂きましたように、国のセーフティネット制度の加入者だけでなく未加入者に対しても支援が行われるということでございます。

予算規模としてはどの程度を見込んでおられるのか。また、今後のスケジュールについてもお尋ねいたします。

里農林水産部次長

ただいま、基金の燃油高騰対策事業の予算規模、それからスケジュールについて御質問を頂戴したところでございます。

まず、基金の燃油高騰対策事業の予算規模についてでございますが、今回、基金では燃油高騰対策事業費として6,000万円の補正予算が計上されるとのことでございます。国のセーフティネット制度への加入者向け、未加入者向けのいずれの事業も支援額は個々の漁業者の燃油使用量に応じて変動いたしますが、セーフティネット制度の直近の補填金交付実績を基に試算いたしますと、加入者の方々には県事業と合わせまして燃油1リットル当たり約4.5円、1経営体当たりいたしますと平均で年間約10万円が交付される見通しで

ございます。

一方、未加入者の方々に向けましては、基金が単独で燃油1リットル当たり約15円、1経営体当たり平均で年間2万円程度は交付される見通しでございます。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、基金の事務局によりますと、今後速やかに理事、評議員の皆様に対し、燃油高騰対策事業の実施を今年度の事業計画書に追加する提案を行い、同意を頂いた上で事業を進めていくとのことでございます。

これを受けまして、県では来月上旬にも基金との共催で、漁業協同組合を対象に燃油高騰対策事業の説明会を開催したいと考えているところでございます。また、漁業者の皆様への支援金の交付につきましては、県、基金とも国のセーフティネット制度の本年4月から6月分の補填金単価が判明いたします来月中旬以降、速やかに開始してまいりたいと考えているところでございます。

喜多委員

基金の事業実施についてはまだ正式に決まっていないということでございますけれど、実現すれば正に県と基金のダブル支援ということで、漁業者の皆様にとっては非常に有り難いこと、心強いこと、希望にもつながることだと思っております。

私の地元の津田でも漁業者が多いですけれども、本当に燃油が高くなってもうそろそろ辞めようかという話もあります。そのようにならないように、漁業というのは自然環境だけでなく今回の社会情勢の変化の影響も大きく受けるものでございます。大変な漁業でありますけれども、県においては引き続き高止まりする燃油高騰の影響にしっかりと気を付けていただいて、先行き不透明な中、次々と二の次、三の次の四を準備していただきたいと要望しておきたいと思っております。

次に、ただいま部長より、野生鳥獣による農作物の被害状況の報告がありましたけれども、今回は畜産の関係でお伺いしたいと思っております。

先日、鳥インフルエンザのアラートが平常時のステージに引き下げられたと新聞報道がありました。昨年度からのシーズンにおいては県内で発生しておらず、ひとまずは安心しておりましたけれども、起こったときの県職員の対応、いろいろな方々への影響というのは非常に多いものでございます。引き続き、鳥インフルエンザや豚熱などの家畜伝染病の脅威から本県の畜産業、大切な畜産業でありますのでしっかりと守っていく必要があると思っております。

そのためにも、本県の家畜保健衛生所が果たす役割はますます重要となっており、職員の皆さんは日々、家畜現場の最前線で頑張っておられます。

それに関連して、令和4年度当初予算に計上されております家畜保健衛生所南部庁舎の整備についてお伺いしたいと思っております。南部庁舎については、阿南市にある現在の庁舎を同じ場所で建て替えるとのことだったと思っておりますが、整備のスケジュールはどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

岸本畜産振興課長

ただいま喜多委員より、家畜保健衛生所の南部庁舎の整備スケジュールにつきまして御質問を頂きました。

家畜保健所南部庁舎の整備につきましては、本年度当初予算におきまして基本実施設計や庁舎解体に係る予算を計上しております。現在、基本実施設計及び現行庁舎の解体設計に係る入札手続を行っているところです。令和5年度には現行庁舎の解体及び新庁舎の建築工事に取り掛かり、令和6年度中の新庁舎の完成及び業務開始を目指し鋭意進めてまいりたいと考えております。

喜多委員

現在、実施設計、入札準備ということで、令和6年度中に完成をするという見込みだそうでございますけれども、今回新たに整備されるんですから家畜保健衛生所の機能をより一層強化する必要があると思います。具体的に南部庁舎で強化する部分はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

岸本畜産振興課長

ただいま喜多委員より、南部庁舎につきましてどのような機能強化を行うのかとの御質問でございます。

庁舎の整備に当たりましては、新たに遺伝子検査室の設置による迅速かつ確かな疾病診断、家畜の検査場所が野生動物の病原体に汚染されないよう対策を徹底するため、家畜検査とは別に野生動物専用の解剖検査室を新設、これらによりましてこれまで以上に家畜防疫への対応を強化してまいります。

また、畜産農家のみならず地域の皆様からも必要とされる施設となるよう、災害発生時における緊急避難場所としての施設、また庁舎に備蓄いたします防疫服やマスク、消毒用エタノールなどの衛生資材を提供できる施設としての機能も持たせたいと考えているところでございます。

喜多委員

新たな機能をいろいろ持たせた施設にするということでございます。いわゆる家畜農家だけでなく地域の皆さんにも必要とされる施設にしようというのは本当に大切なことだと思っております。今後とも更により良きを目指してすばらしい施設になるように頑張りたいと思います。

もう1点ですが、先ほど既存施設の解体、取壊しとの説明がありましたけれども、新しい建物ができるまで業務の体制はどのようにしていくのかお尋ねいたします。

岸本畜産振興課長

ただいま、新庁舎整備までの業務体制につきまして御質問を頂きました。

現行庁舎の解体につきましては、令和5年度当初から開始予定であり、新庁舎が完成するまでの間は、現行庁舎のすぐ近くに所在しております南部総合県民局阿南庁舎に一時移転しまして、業務を実施することとしております。現在の阿南支所の庁舎につきましては、畜産農家への立入検査や巡回指導が主業務であること、またこれまでも家畜伝染病の精密検査につきましては徳島家畜保健衛生所の本所で行っていること、以上のことから家畜防疫には支障を来さないというふうに考えておまして、行政サービスの低下が起こら

ないようしっかりと対応してまいりたいと考えております。

喜多委員

家畜農家の皆さんは家畜伝染病の脅威から大事な家畜を守るために、日に日に非常に苦勞されておると思います。是非とも家畜農家の皆様にしっかりと寄り添って、家畜現場からの声、要望にしっかりと応えられる新しい家畜保健衛生所として頑張っていたいただきたいと思います。地域の皆様からも必要とされる施設として素晴らしいものになるように、しっかりと進めていただきたいと思います。

井川委員

私の家も農家でございますが、数年前までは水稻を作っておりました。私も議員になる前は米関係の会社に勤めていたもので、本当に米、米価とかに何十年來も携わっておりました。いろいろと知識はあるほうなのですが、とにかく今の米価は安い。安いというか本当にもう情けないぐらい、農家がもう立ち上がれないぐらい安いです。昔は石高と言いまして、米イコールお金と同じでございますが、本当に貴重なものだというイメージでおりましたが、余りにも情けないなというのが実感でございます。

コロナ禍による景気の低迷や外食需要の減少などによって、米価が大幅に低下していることは皆さんも御理解いただいていると思いますが、それに加えて、ウクライナの危機に伴う現在の不安定な国際情勢を背景として、農作物の生産に必要な不可欠な肥料などの資材価格が高騰しており、農家の皆さんが非常に厳しい経営状況となっております。

このような状況の中、16日の本会議の代表質問では、我が会派の嘉見会長の質問に対する知事からの答弁で、肥料高騰対策、国の収入保険制度への加入促進、県産米粉の生産拠点整備の3本柱からなる同時一体的な支援について発言がありました。そこで、各取組の具体的な内容を伺いたしたいと思います。

まずはじめに肥料高騰対策についてですが、高騰による農家負担の増加分の2分の1を支援し、化学肥料の使用量削減を通じた環境負荷低減を内容とする新制度を創設することとありますが、これについては友達の農協職員からも問合せがあったり、かなり過敏に今いろいろと気にしているようでございますので、支援額の算定方法や支援対象者、予算規模などについて現時点で分かるというか、検討している段階を教えてくださいたいと思います。

伏谷経営推進課長

ただいま井川委員から、肥料高騰対策における現時点での検討状況について御質問いただいたところでございます。

肥料価格の高騰につきましては、化学肥料の原料価格が国際的に急騰している状況の中、JA全農では本年6月から10月に供給いたします秋用の肥料の価格を、昨年秋以降に販売しました春用の肥料の価格に比べまして最大94パーセント値上げすると発表したところでございます。

このような中、肥料価格の高騰により経営が圧迫される生産者の負担軽減と環境に配慮した農業生産への転換を促すために、本県独自の制度を創設することとしたものでござい

ます。

制度の内容としまして、まず支援額につきましては、前年度の肥料費と今年度の肥料費の増額分を算出しまして、その増額分の2分の1を生産者に交付することを想定しているところでございます。また、支援対象者につきましては、現時点においては自給的農家を除いた販売農家を軸に検討しておるところでございます。

あわせて、知事が答弁しましたとおり、化学肥料の使用量の削減を通じた環境負荷低減に取り組む農家であることを条件としたいと考えておりまして、こうしたことから予算規模につきましては現在検討しているところでございます。

県としましては、生産者に対しましてできる限り分かりやすく申請しやすい制度となるように、スピード感をもって詳細を詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

井川委員

今までにない新しい制度を作っているということで、まだ詳細が詰まっていないというのは現時点では仕方がないところでありますが、かつてない肥料価格の高騰を目前にして、農家の皆さんは県の新制度に対する期待を強く持っていると思います。

一方で、限られた財源や限られた時間の中での支援となるため、一定の条件設定により交付作業の合理化や効率化を図ることも必要ではないかと思えます。

先ほどの答弁にスピード感を持ってという言葉がありましたが、正に1日でも早く制度内容を詰めていただき、分かりやすくシンプルな制度としていただけるよう申入れをしておきます。農家は本当に厳しい状況でありますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、国の収入保険制度への加入促進であります。

まず伺いたいのは、収入保険制度とはいったいどのような制度なのでしょうか。制度概要や今の県内の加入状況を教えていただきたいと思えます。その上で、今後実施する加入促進の内容について御説明を頂きたいと思えます。

七條農林水産政策課長

ただいま、収入保険制度の加入促進策の関連で何点か御質問を頂いております。

まず、制度の概要でございます。この収入保険制度につきましては、令和元年より運用が開始されております国のセーフティネット制度でございます。農家の経営を対象としたしまして自然災害ですとか、市場価格の低迷などによる売上げの減少を補填する制度でございます。基本的なプランでは、保険期間1年間の収入が過去の平均収入の9割のラインを下回った場合に、下回った額の最大で9割が補填される制度となっております。

次に、県内の加入状況でございます。令和4年3月末時点で、県内で615経営体がこの制度に加入しているところでございます。

また、直近の県内におけます補填額の実績についてでございます。数字の取りまとめが終わっております令和2年の実績でございますが、当時の加入件数につきましては290件の方が加入しておりまして、うち130件が交付の対象となり、その支払総額は約3億円となっているところでございます。

この交付につきましては、今御議論いただいております稲作農家のみならず園芸作物を

栽培しているような農家の方々にも交付されることとなっております、幅広く経営の安定化に効果が発揮されるところでございます。

こういったことから、中長期的な農家経営の安定対策といたしまして、作物の価格の低下、自然災害などの備えとしまして収入保険制度への加入促進を図るために、今回新たな支援策としまして加入に必要な経費に対する支援、さらには加入要件であります青色申告をサポートする研修会などを開催してまいりたいと考えております。

現在、対象となり得る人数ですとか支援額、また極力簡便で迅速に支払が行われるような仕組みづくりの検討を進めているところでございます。

井川委員

ありがとうございます。収入保険制度は、自然災害だけではなく価格低下などを含めた収入減少を補填する制度であるということで、農家経営の安定化に寄与する重要な制度であることを認識しました。今回の対策は、より積極的に収入保険制度を活用するための対策であるということが分かりました。昨今の農業経営の様々なリスクに対する準備を、農家と共に対応しようとする県の姿勢は評価いたしたいと思います。

保険制度の運用が開始された令和元年からはまだ日が浅いため、本県の加入数は615経営体とのことでありますが、より多くの農家の皆さんに制度を知ってもらい、今以上に制度を活用すべきだと考えます。

今回、制度加入に必要な経費を支援し、加えて加入要件である青色申告のサポートを実施することにより、制度への加入が進むようしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、支援策の具体的な事業設計については、これから詳細を決める状況であると思いますが、できるだけ早く明確にしてより多くの農家に周知されるようお願いいたします。

最後であります、県産米粉の生産拠点整備について質問します。

本会議の知事の答弁に、小麦価格の高騰に伴う米粉需要の高まりを好機としての発言がありました。現在の県内の米粉の生産状況について教えてください。その上で、この度の県産米粉の生産拠点整備ですが、生産拠点を整備する狙い、制度の支援内容、予算規模、それぞれお答えいただきたいと思います。

林次世代農業室長

ただいま井川委員より、生産拠点を整備する狙い、そして整備の支援内容、予算規模等について御質問いただいたところでございます。

米粉の状況でございますが、農水省の調査によりますと、全国の米粉生産量は平成29年度までは2万トンから3万トン程度で推移している状況でございます。近年米粉の特徴でございますノングルテン食品としてのPRでありますとか、パン用、麺用、そして菓子用といった種類が拡大いたしまして、消費者の利用用途に応じた形で米粉商品の選択肢が増えたことから、令和3年度には生産量が約4万トンへと拡大している状況でございます。

さらに、ウクライナ危機を背景としました輸入小麦価格の高騰を受けまして、輸入小麦の代替としての米粉に注目が集まっている状況でございます。

現在の県内の米粉の生産状況でございますが、県内におきましては年間約50トンが生産されておりまして、17市町村に学校給食のパン原料でありますとか、一般の食品製造事業者などへ販売されているところでございます。しかしながら、米価低迷対策につなげるといったことから、主食用米から新規需要米としての米粉の更なる生産拡大が必要であると考えているところでございます。

狙いとしては、近年の全国的な米粉の需要量の拡大や小麦価格の高騰に伴います米粉需要の高まりを好機としてしっかり捉えるとともに、米価低迷対策としても位置付けられる米粉の生産拠点整備を支援するものでございます。

具体的な支援内容につきましては、最新鋭の機能を有する機械を導入しまして、菓子をはじめとする様々な食品への用途に使用できる米粉を生産できる、県産米粉の生産拠点となる施設整備を支援するというふうなイメージで考えているところでございます。

制度の詳細、予算規模等につきましては、現在、鋭意検討中でありまして、今後しっかりと詰めてまいりたいと考えているところでございます。

井川委員

分かりました。米粉というのもなかなか難しいかも分かりません。本当に今を上回る需要がもっと増えて、価格と品質、それで伸びる余地はあると思いますので頑張ってくださいと思います。

米価低迷と肥料高騰への同時一体的な支援策についてそれぞれ質問いたしましたが、現時点で事業の詳細は制度設計中とのことでございます。コロナ禍に続くウクライナ危機、また急速な円安の進行の影響により、水稻農家をはじめとした農家の皆さんは次の作付けが無事にできるのだろうかとの不安の中、今日も私たちの食卓を支えていております。営農継続への不安が1日も早く払拭できることが最も重要であることを念頭に、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、ターンテーブルについて伺います。

昨年までは私も地方創生対策特別委員会におきまして、ターンテーブルに関してはもう何年もいろいろと応援させていただいているところでありますが、先ほどの報告では令和3年度の施設の運営状況の説明があり、各目標を達成されたということでもあります。私も非常に喜んでおりますが、昨年コロナ禍の本当に厳しい状況が続く中で、5万7,680人の方に施設を御利用いただいたということでもあります。

一概には言えないでしょうけれど、これの理由というか、これだけの方がどうして来ていただけたのか、具体的に教えていただけたらと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま井川委員より、ターンテーブルにおける施設利用者につきまして質問がございました。

先ほど部長から御報告いたしましたように、首都圏におきましては2度の緊急事態宣言や3度のまん延防止重点措置の発令によりまして、飲食や宿泊施設につきましては非常に厳しい状況が続いておりました。そうした中におきましても、運営事業者の努力や創意工夫によりまして、施設利用者は目標値を大きく上回る5万7,680人となりまして、その内

訳といたしましては、マルシェが2万8,324人、レストランが2万7,085人、ホテルが2,271人となったところでございます。

このうちマルシェにおきましては、テラスの拡充や高速バスを活用した貨客混載によりまして、産地直送の県産野菜等を取りそろえたマルシェを通年開催いたしまして、新鮮な県産食材を手軽にお求めいただくとともに、近隣の飲食店の食材仕入れにも活用していただき、約3倍の利用者増となったところでございます。

また、レストランにつきましては、ランチを中心にハモの蒲焼き井ですとか、鳴門レンコンのフォルマッジョといった県産食材を使った新しいメニューを開発、またアジアカエビと徳島野菜の天井弁当などテイクアウト弁当の開発にも力を注ぎました。

また、徳島の旬を味わえるフェアの開催などに取り組みまして、約23パーセント増となります新規利用者やリピーターが着実に増えたものと考えております。

井川委員

5万7,680人、すごい数ですね。徳島では考えられないというか、東京のポテンシャルってやっぱり違うなとつくづく思います。せっかく東京に持って行ったんですから、何とかこれをもっと生かしていただきたいと感じるところであります。

コロナ禍でも工夫しながら、マルシェの充実やレストランでの新メニューなどの工夫を凝らして、施設利用者の増加につながっていることがよく分かりました。私自身もターンテーブルを訪れ、徳島の食材をうまく使った料理をおいしそうに食べているお客さんの姿を拝見するなど、これまでつぶさに見てきましたので本当に効果が出ているんだと感じております。

その一方で、施設利用者が増加しているのに対し、直接売上額は大きく増加しておりません。こういった理由があるのか、教えていただきたいと思っております。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、施設利用者の増加に対しまして直接売上げが大きく増加しないという御質問を頂いております。

飲食・物販部門の売上額のうち、施設内での飲食・物販であります直接売上額が増加しない理由につきましては、緊急事態宣言の発令等によりまして首都圏での外出自粛要請や営業時間の短縮要請が長く続いたことから、アルコールを伴う夜の外出需要が大きく減少しまして、客単価の高いディナーの集客が厳しく夜の飲食単価が落ち込んだこと、またマルシェの利用は大きく伸びたものの、食べきりサイズの少量、小分けによる青果物の販売が人気となりまして、マルシェ部門でも購入単価が半額程度まで落ち込んだことが挙げられまして、コロナ禍による営業への制約や消費行動が大きく変容したことで、施設利用者は伸びたものの、夜の飲食単価やマルシェの購入単価が下がって、結果として直接売上額は対前年度と同程度となったものと考えております。

井川委員

言われてみると確かにそうですね。私も飲みに行ったらアルコールを共にしたら、ついつい食べ過ぎてしまいます。店として単価が上がらないことがよく分かりました。

夜の飲食ができなかったことやコロナ禍の消費行動が大きく変わったことによって、施設利用者が増えてきても施設の売上げを上げることが非常に難しかった、厳しかったということがよく分かりました。

次にもう1点、売上げに関して関与売上額は伸びているようですが、これについてはどういう取組だったのでしょうか、教えていただきたいと思えます。

宮崎もうかるブランド推進課長

井川委員より、関与売上額の伸びについて御質問いただいております。

ターンテーブル施設での直接売上額とは別の関与売上額につきましては、拠点機能を生かしまして周辺飲食店への県産食材の販売、営業、紹介などにも意欲的に取り組むとともに、とくしまブランド推進機構と連携した営業等の結果生じた売上げでありまして、首都圏での県産品の販売拡大につながるものであり、令和3年度の関与売上額は対前年度比3,042万6,000円の増となります合計2億3,487万円となっております。

売上げが伸びた理由につきましては、施設を拠点に首都圏での青果物や阿波尾鶏の販売支援等による継続取引や販売拡大、それから渋谷区周辺に加えて新たに横浜市野毛地区を加えた合計約70店舗と連携いたしました阿波尾鶏を使った合同メニューフェアの開催に伴う販路拡大の営業支援、それから伊勢丹新宿店での徳島フェアの実施といったものがございます。

井川委員

ありがとうございます。ターンテーブルがきっかけとなって首都圏での県産品の販売拡大につながっていることは、施設の設置効果が表れているものだと思いますし、施設収支を見ても若干赤字になっておりますが、コロナ禍の非常に厳しい中でも、運営事業者の経営努力により令和2年度よりも収支が改善されており、この頑張りは本当に評価できるものと思います。

また、今年度契約を更新し今後5年間取り組むこととしておりますが、県はターンテーブルを活用してどういうことを考えているのか、改めてお答えください。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま井川委員より、今後5年間の取組につきまして御質問いただいております。

県とターンテーブルは本年3月をもって契約期間が一旦終了したことから、令和4年から令和8年度までの5年間となる契約を更新しまして、年間1,564万4,448円の賃料で貸し付けておりますけれども、長引くコロナの影響によりまして厳しい運営が続いていることから、令和3年度に引き続き運営状況等を総合的に勘案しながら、今後家賃の免除や減免の措置を適切に講じてまいりたいと考えております。

また、今後のターンテーブルの活用につきましては、これまでの取組を生かしまして、運営事業者が構築した首都圏の徳島ゆかりの飲食店を活用しました合同メニューフェアとか、首都圏飲食店と県内生産者との商談会の開催、それから市町村と連携しました産直フェアの開催、ポストコロナを見据え各部局との連携によります食と文化、観光を結びつけた徳島の魅力をまるごと体験するワークショップの開催など、本県の食の魅力を核とし

ましてブランド向上や徳島への誘客、徳島ファンの創出に取り組んでまいりたいと考えております。

井川委員

ターンテーブルは運営事業者のみではないですが、皆さんの努力によって、報告にあるように食のPRは大きな効果につながっていると思います。

一方で、徳島の発信拠点として、今後5年間において食はもとより観光、文化、体験など徳島のブランディングの強化を図り、来る2025年の大阪・関西万博の開催に併せて、海外や首都圏から徳島に食べに行きたい、観光に行きたいと思ってもらえるように、関係部局や事業者の皆さんと連携して戦略的に取り組んでいくことも重要であると思います。

ターンテーブルはただの飲食店、販売店ではないです。アンテナショップであります。収支も大事ですが、収支だけを考えるんじゃないで、これからも徳島のPRのために努めていただきたいと思います。

コロナ禍の収束の兆しも見えて、インバウンドも1日上限2万人を再開し、県民割も全国に拡大するなど、社会経済活動が再開に向かい始めました。是非、ターンテーブルが更に魅力ある施設となるよう、運営事業者と連携し一層の取組をお願いしたいと思います。私個人としても大変期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

最後の質問に移らせていただきます。私も徳島市民でありますので、徳島市の中央市場についてお伺いします。

私もいろいろと中央市場とは関係があって、ちょくちょく出入りしておるのですが、青果のほうも魚市場のほうも、市場の会社は四国でも上位というか指折り、魚関係なんかは西日本でもトップレベルというんですか、すごい会社が市場に入っております。とにかく高速道路もできて、もっとどうにかならんのかなと、これが切実な私の考えであります。

徳島市中央卸売市場は、徳島市内はもとより県内外からの生鮮食料品を取り扱い、徳島市民をはじめ多くの方々に安定的に供給する公設の市場として重要な機能と役割を担っております。また、高速道路にも近く立地的な利点を生かして、流通はもとより観光面でのゲートウエーとして、今後の発展に期待しているところであります。

近年、徳島市中央卸売市場は、施設の老朽化等に伴い卸売市場の再編整備を検討し、市場整備での基本構想を策定していると聞いております。徳島市の話であります。中央卸売市場の再編整備に関わる検討の経緯と基本構想のコンセプトを分かる範囲で教えてください。

林次世代農業室長

ただいま井川委員より、徳島市中央卸売市場の再編整備に係ります検討の経緯と基本構想のコンセプトについて御質問いただいたところでございます。

まず、経緯につきまして御説明させていただきます。

徳島市中央卸売市場は、昭和47年に開設して以来、安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給する公設の市場としての重要な役割を果たしております。しかし、開設後50年以上経過いたしまして、建物の老朽化、そして耐震性不足、夏場等の適切な衛生管理などの課題

がございまして、市場開設者でございます徳島市が平成28年から再編整備の方針の検討を開始していたところでございます。

これまでの経緯といたしましては、平成30年1月に市場開設者であります徳島市は、市長の諮問機関であります徳島市中央卸売市場開設運営協議会におきまして、建て替える方向で検討を進めることを承認されたところでございます。また、令和元年7月、この協議会におきまして、新市場整備基本構想を承認されたところでございます。

次に、この基本構想のコンセプトについてでございますが、4本柱で構成されているところでございます。

まず1点目につきましては、流通や消費者ニーズ等への対応といたしまして、荷受けとか保管倉庫等の適切な配置などの物流システムの効率化や、コールドチェーンの確立など衛生対策の充実を図る。

2点目は、市場の活性化と地域貢献といたしまして、市場の見学や料理教室開催などの開かれた市場、さらには一般利用可能な食堂や物販などの場外施設整備などのにぎわいづくりを創出すること。

3点目が、環境への配置、災害対策の強化といたしまして、太陽光発電パネルの設置などの自然エネルギーの活用、そしてフォークリフト機器等の電化でありますとか、LED照明の活用というところでございます。

4点目の健全な市場運営といたしましては、適正規模の施設配置といった内容となっているところでございます。

井川委員

徳島市中央卸売市場の再編整備に向けたこれまでの検討の経緯と基本構想のコンセプトについては分かりました。

けれど、もったいないと思うんですね。本当に徳島にはいい素材があると思います。いい素材のおいしい農産物がいっぱい採れて、これをこれから県外、首都圏に押し出していく。そのためには、やっぱり市場機能というのが本当に大切になってくると思うんです。今の徳島市の市場がどうのこうのと言う気はないんですが、せっかく目の前にインターチェンジができて、四国のゲートウエーとして開かれた場所、立地条件も最高の場所にありますので、何とかこれを生かしてもっと県産品を県外に持っていけるように、私もお願いしたいと思います。

次に、中央卸売市場の再編整備に係る現在の状況と、私の希望は多少言わせてもらいましたが、県としてどのように関わっていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

林次世代農業室長

ただいま井川委員より、現在の状況と県としての関わりというところで御質問いただいたところでございます。

まず、現在の状況についてでございますが、徳島市におきましては、事業実施に向けて様々な角度から比較、検討する必要があるという認識の下、市場整備事業の実現性と持続可能な市場の運営方法の検討に重点を置く中で、現在、事前調査や検証等を進めていると聞いているところでございます。

県といたしましては、この事前調査や検証等を進めております徳島市の意向を十分に尊重し、しっかりと注視してまいりたいと考えているところでございます。

井川委員

徳島市中央卸売市場と言いながら、徳島市で捕れている魚がどれだけあるだろうか。徳島市も青果、野菜類はたくさんできていますが、それでもあそこで商っている量からすれば、徳島市で生産できているといっても本当に僅かだと思います。もうほとんど県内、四国内のものがあそこに集まってきて、あそこを通じて流通しているというのが現状であると思います。

市営の市場ですから、余り徳島県がちょっかいを出すというのはおかしいのかも分かりませんが、せっかく徳島の県産品をこれからどんどん売り出していくということは、中央卸売市場の強化を県も一肌脱いで、徳島市の要望がいろいろあればまたそれに耳を貸してやるとか、そういう形でこれからも進めていっていただきたいと思います。

この件に関しては、またいろいろ農林水産部も検討していただけたらと思いますが、これからはちょくちょくと質問させていただきたいと思いますので、更に御検討をよろしくお願いしたいと思います。

梶原委員

先ほどターンテーブルのお話が出ましたけれども、お聞きしたいと思います。

令和3年度の収支状況が載っていますけれども、大体簡易的だとは思いますが、これに家賃が載っていないというのは減免されているからということでしょうか。

宮崎もうかるブランド推進課長

家賃につきましては、令和2年度、令和3年度は共に免除ということで、ここには反映されていない形になっております。

梶原委員

それと、5年で契約更新されたということですが、例えば経営状況によってはターンテーブル、今経営されている方の解約というのも話の一つとしてはあるのかなと思うんですが、解約した場合の違約金とか、そうした契約上のルールというのはどうなっているのか、もし分かったら教えていただきたい。分からなかったらまた後で教えていただきたい。

宮崎もうかるブランド推進課長

今は手持ちの資料がございませんので、後ほど説明させていただきたいと思います。

梶原委員

分かりました。大家の東急さんですか、かなりの減免をしていただいているということで、5年間で幾らぐらい家賃の減免をされているのか、教えていただきたいと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、東急との間にあります物件管理会社との契約の内容でございますけれども、賃貸人となりますのが東急から物件管理を任されておりますジャパンアセットマネジメント株式会社というところでございまして、そこと交渉を進めた結果、物件が築25年経過しておりますこととか、コロナの影響など今後の厳しい社会情勢がまだまだ続くだろうということとか、これから渋谷区周辺の食の拠点となりましてアンテナショップの取組が地域に貢献しているとか、建物の資産価値の向上に資するものであるということを経営的に判断いただきまして、単年で471万7,776円の減額、5年間で総額2,358万8,880円となる大きな減額を頂いております。年額4,620万円の賃料にしまして、令和4年度から8年度までの5年間で契約期間として施設を賃借しております。

今後、施設の賃借料につきましては、コロナの感染再拡大やこれに伴う社会情勢など、大きな変化が見られたとき、それから国の動向や経済状況を注視しながら、ターンテーブル施設の設置効果が最大限発揮できますように、適時適切に判断してまいりたいと考えております。

梶原委員

分かりました。年額470万円ということで、かなり東急さんも頑張っているなど。また、交渉に当たっていただいている県の職員の方かと思うのですが、非常に頑張っていたと思います。

この収支につきましては、ターンテーブルの経営者の皆様が本当に必死で取り組まれることで、このようないい結果が出ていると思いますので、県としても、今後も更なるバックアップをしっかりとさせていただきたいと思っております。

もう一つは報告事項で、野生鳥獣の農作物被害のことが出ておりました。

この中で、イノシシとかサルとかが全体的には増えているんですけども、特にこの鳥類です。カモ類による野菜の被害が拡大ということで、これを見てみましたら前年の1.6倍に増えているということでございます。

この吉野川沿岸地域で、国府とか石井とかでブロッコリーやトマト、イチゴ、ネギ、様々な野菜を作っている地域なんですけれども、特にブロッコリーの苗をこのカモが夜やって来て一夜にして食い尽くしてしまうという被害が数年前からございます。

国の事業を活用し、不織布をかぶせて苗が食べられないようにという対策を施しているみたいですが、そういう対策をしているにもかかわらず、カモ被害だけではないと思うんですが1.6倍に増えているということです。県内の本当に大事な野菜の産地ですので、更なる対策が必要かと思うんですが、今後の対策についてどのように考えているのか、教えていただきたいと思っております。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま梶原委員から、カモ類によるブロッコリー被害対策について御質問いただきました。

カモ類による被害につきましては、生息する河川や湖沼などに近いほ場で多く発生しているということで、一度被害が発生すると何度も同じ場所に来て、その地点から周辺に被

害が拡大するという傾向がございます。

そうした中で、カモ類による農作物被害につきましては、近年、吉野川沿岸のブロッコリーでの被害が増加し、平成29年度には徳島市において10ヘクタールで500万円の被害が発生しております。

それを受けまして、農業用不織布を上には被覆する現地実証でありますとか、夜間にも撮影できますセンサーカメラを設置しまして、カモ類の種類の特異性や食害状況の調査、分析を行いました。平成30年11月に、カモによる食害防止対策マニュアルを作成し、県のホームページにおいても広く周知を図っているところでございます。

また、徳島市では鳥獣被害対策協議会が主体となりまして、平成30年度から農業用不織布のべたがけによるカモ被害対策の実証に取り組んでおり、令和2年度、3年度はカモの被害は報告されておられません。

一方、令和2年度から徳島市に隣接する地域におきまして、ブロッコリーやハウレンソウの被害が見られておりまして、令和3年度には約3.8倍の72万6,000円という被害額が発生しております。これが、先ほどの260万円のうちの一部ということになるんですけれども、現在、地元と対策の検討を進めているところでございます。

今後とも関係市町村や団体と連携しまして、カモ対策を生産者に普及しまして被害の低減につなげてまいりたいと考えております。

梶原委員

1点分からなかったのですが、カモの状況を監視しているセンサーカメラというのはずっと常設されているんですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

このときは2月から3月にかけてセンサーカメラを設置して、こういった鳥が飛んでくるかとか、どの時間に来るかとか、そういったことを調査しております。

梶原委員

分かりました。聞いたところによりますと、特にブロッコリーは関西の市場でブランド品として結構有名で大きな販売もされているということです。カモだけにかかわらず吉野川沿岸は本当に野菜の重要な産地ですので、県としても今後対策にしっかり取り組んでいただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

次に、さきほど井川委員からもお話がありました肥料対策ということで、嘉見議員が本会議でも質問されていまして知事の御答弁の中で、環境負荷低減への取組が補助の条件になるということをおっしゃったと思うんですけれども、具体的にはどういうことなんでしょうか。

伏谷経営推進課長

ただいま梶原委員から、肥料高騰対策に係ります環境負荷低減に取り組む農家はということかという御質問を頂いております。

現在、国におきましてはみどりの食料システム戦略を掲げて大々的に促進しております

て、本県におきましてはしっかりと進めていく必要があるかと考えております。

この肥料対策を進めるに当たりましては、この趣旨にのっとりまして化学肥料の使用を削減する、これ自体が環境負荷低減に直結するというところで、こういった取組をこの制度の中に盛り込んでいければということで検討を進めておるところでございます。

梶原委員

化学肥料の削減を進めるといったものですね。分かりました。

それと、ドローンを使った農薬の散布といったものに取り組もうとしている農家の個人事業主の方もおられまして、ドローンを扱うに際して免許も必要になるということです。今は高齢化と人手不足が大変な中ですので、やはり徳島県もスマート農業ということをやられておきまして、一生懸命に取り組まれているとは思いますが、これからAIとかICT技術の活用が本当に重要だと思えます。

そうした中で、ドローンの購入とかドローン免許の取得に際して補助を出している自治体、これは京都府なんですけれどもそういうところもある。

そういう意味におきましては、ドローン本体もなかなか高いですし、ドローン免許の取得に当たっては20万円以上掛かるというのが現状ですので、これから本当に人手不足を解消していこうと考えたら、こうした補助制度を考えていくべきではないかと思えますけれども、御所見をお伺いしたいと思います。

伏谷経営推進課長

ただいま梶原委員から、農薬防除用のドローンの資格取得、あるいは機械の導入に対する助成をすべきではないかという御質問を頂いております。

生産者の高齢化や担い手不足が進行する中、ドローンなどのスマート技術を活用することが労働力不足や生産性の低下の解消につながると認識しているところでございまして、県としましては、スマート技術というのはもう大上段で推進していくべき事柄と考えておるところでございます。

ドローンの操縦士資格につきましては、県内5か所の自動車学校など民間施設で取得できまして、受講期間は4日間程度で、委員がおっしゃるとおり20万円以上の費用が掛かると聞いております。

また、ドローンはおっしゃるとおり非常に高価でございまして、ドローンを農業者個人が導入する場合に、どうしても大面積の防除を対象としないと採算割れといいますか、費用倒れとなる可能性もあるとのことから、県におきましては、例えば県単独事業の農山漁村未来創造事業の活用等によりまして、ドローンによる農薬散布などを請け負うスマート農業の支援サービス、これは事業体になるんですが、こちらの育成に取り組んでいるところでございます。また、県内の農業支援センター等が主催として行っております農業者を対象としました農薬防除用のドローンの実演会等も開催しております、スマート技術の普及に取り組んでいるところでございます。

今後とも、ドローンの防除等のスマート技術を活用しまして、高齢化や担い手不足の進行によりまして労働力不足や、生産性の低下をはじめとします生産現場の課題解決に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

梶原委員

今ある県の制度で、3戸の農家が組んで申請をすればドローンの購入補助が受けられるということは教えていただいているんですけども、新規で就農される方とかは、そういった近隣の仲間がいない方もおられて、そういう方にはJAに委託して農薬散布していただくという手もあるんですが、なかなかそれもまた費用が掛かるということで、できればそういった補助制度があればいいなという切実な御相談もございました。

全国の自治体もこうしたことに取り組んでいくと思いますので、今後またしっかり研究していただいて、今ある制度の拡充プラス徳島県独自の取組も進めていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それと、先日の国会のほうで改正輸出促進法というのが成立いたしました。これは2030年の農林水産物、また食品の輸出総額の目標5兆円の達成を目指しているということです。

徳島県におきましても、平成23年にはこの輸出の実績が1億1,000万円であったのが、令和元年には14億2,000万円と12倍以上に膨らんでいるということで、これはすばらしいことだと思っております。

今回の輸出促進法の改正を受けて何か変化があるのか。そして、今は円安で輸出にとっては非常に追い風になっていると思うんですが、こういう状況を受けて県として何か対応というか、今後の取組を考えられているのか教えていただきたいと思ひます。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま梶原委員より、輸出促進法に関する御質問を頂いております。

輸出促進法につきましては、委員がおっしゃるとおり、2030年5兆円の目標に向けまして様々なオールジャパンでの取組というふうなところを主体に考えられているところでございます。

本県におきましては、先ほど委員からも令和元年度の数字を頂いておりますけれども、令和2年度の本県農林水産物等の輸出額につきましては17.3億円となりまして、2023年度の1.1億円から約16倍と順調に拡大しております。また、令和3年度の実績につきましても現在調査中でございますけれども、また良好な数字が出るものと期待しております。

そこで、まずは本県の輸出に向けましては、総合戦略の県農林水産基本計画に掲げる農林水産物等の輸出額は、令和6年に24億円の達成に向けた目標を掲げております。既に輸出に取り組む事業者の品目や出荷量、それから輸出国の更なる拡大と、新たに輸出に取り組む事業者の育成が重要であると考えております。

そこで、本年2月から意欲的な事業者とか関係機関が参集しました徳島農林水産物等輸出拡大推進会議を定期的開催しております。実施されている地域の最新情報ですとか支援制度を学べるセミナーといったものを生産者と共に取り組むこととしております。

それから、円安に関することでございます。円安につきましては、農林水産物の生産に必要な燃料や肥料、飼料など海外から輸入している資材の価格上昇につながり、生産コストの増加要因となるところでございますけれども、輸出につきましては海外での販売価格

が抑えられることによりまして、市場での価格競争力が農林水産物輸出にとって追い風となると考えております。

一方、新型コロナウイルスに端を発しますコンテナ不足、原油価格の上昇によりまして運賃の上昇、こういったところで輸送の遅延とかも生じておるところでございます。ある輸出商社にお聞きしたところ、円安は輸出といったメリットがございますけれども、物流コストの高騰によって恩恵がそこまで大きくないというふうな声も伺っておるところでございます。

本県といたしましては、県内事業者の関係機関と連携いたしまして、コンテナの相乗りの調整など、物流コストの低減を図りまして、円安を追い風として生かすことができますように取り組んでまいります。

梶原委員

24億円を目指してしっかり頑張っていたいただきたいと思います。

最後に、5月に出了た国への政策提言の中に、農業関係人口を増やす取組として農業のワークシェア、とくしまモデルというのが示されているんですけども、具体的な内容について教えていただきたいと思います。

伏谷経営推進課長

ただいま梶原委員から、5月政策提言の農業のワークシェア、とくしまモデルにつきまして具体的な説明をということでございます。

農業の現場におきましては、高齢化や担い手不足が顕著な上、季節によりまして仕事量が増減する特殊な労働環境でございますことから、新たな視点による労働力の確保が喫緊の課題となっております。

このことから、農産物の収穫や調整作業など作業が集中する時期の労働力を確保できますよう県内の産地が連携しまして、例えば春はニンジン、夏はスダチ、秋はカンショのように季節ごとに働き手が産地を循環する仕組みや、新たな働き手としましてこれまで農業に縁のなかった方々が農業や農村に関心を持って地域の農業の応援団となつていただく仕組みを構築することが有効であると考えているところでございます。

このことから、今年5月に国のほうに政策提言を行いまして、農業に関心のある方々が新たな働き手として、例えばアクティブシニアの健康増進や副業などの視点から、農業に関わる機会を増やして、農業関係人口として地域を支える農業シェアリングエコノミーの支援制度の創設を要望したところでございます。

現在、県としましては、この制度の創設を前にいち早く本年度の当初予算として農作業シェアで健康増進労働力支援モデル創出事業を実施しておりまして、健康増進や副業を通じて農作業のある生活を求める方々と、労働力が不足しております生産現場を結び付ける仕組みとして、農業のワークシェアのとくしまモデルの構築に取り組んでおるところでございます。

今後とも、農業におけます労働力確保に努めるとともに、新たな働き手による農業関係人口を増加させることで、本県農業における生産力の維持拡大を図つてまいりたいと考えておるところでございます。

原委員長

午食のため休憩いたします。（11時55分）

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

梶原委員

農業のワークシェアは非常に面白い取組だと思います。これから形になっていく可能性というか、今後のスケジュール的なものが分かれば、教えていただきたいと思います。

伏谷経営推進課長

スケジュール的なことということで御質問を頂いております。

先ほど御説明させていただいたとおり、農業のワークシェアのとくしまモデルを進めるということで、今年度、県の事業で実施する準備を始めておるところでございます。

スケジュールといいますか、いつこうなるということは申し上げにくい部分はあるんですが、具体的には、労働力が不足する作業の難易度を示した初心者向けの作業リストを、いろんな農作業を分解しまして、こういうふうな動きあるいは作業が必要である、こういう注意点が必要であるということ整理しました作業リストを整備する予定としております。

次に、参加者のニーズを把握するために、とくしまモデルの試験実施ということで、例えば試験的に関西あるいは県内の町から農作業現場のほうへ来ていただいた方が農作業をすることで、先々の副業を意識することにつながるかどうか、あるいはリフレッシュの効果がどのようにもたらされたのか、このあたりの検証もしてまいりたいと考えております。

肝心のエビデンスの部分につきましては、やはり医学的にどうかという部分も重要でございますので、大学等の専門機関と連携しまして、身体的あるいは心理的な農業の健康増進効果の検証についても併せて実施することで、これはしっかりと制度として、仕組みとして固めていきたいと考えておるところでございます。

梶原委員

農業も大変な仕事で、やってみたいと思ってもなかなか機会がないとか、短期間での仕事がないとか様々あります。これは、農業関係人口を今後増やしていくに当たって非常に面白いモデルだと思います。なるべく早い段階でとくしまモデルが実現される、スタートできるように頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

達田委員

午前中の質疑でもございましたけれども、本会議の知事の御答弁の中で3点ほど頑張りますというようなことをおっしゃいました。井川委員から3点申されましたけれども、こ

の中で特に米粉の製造拠点の整備ということでお尋ねしたいと思います。

お米の生産拡大という意味では、米粉の生産というのは非常に意義があることだと思うんですけども、先ほどの御答弁では県内で年間50トン程度を生産されているということですね。今後どれくらい生産していこうとしているのか。そして、その生産拠点というのはどこに造るのか。県内で1か所だけ造るのか、それとも分散して造るのか。具体的な取組内容を教えていただけたらと思います。

林次世代農業室長

ただいま達田委員より、米粉につきましてどれくらいの生産を目指すのかという点と、県内の生産拠点について御質問を頂いたところでございます。

まず1点目のどれくらいという部分につきましては、午前中の井川委員の質問に答弁させていただいたわけですが、現状が50トンというところでございます。米の価格低迷に資するという面と、今の米粉のニーズの高まりといった点から、国のほうでも生産量が伸びている状況を踏まえまして、県においてももしっかり米粉生産量を増やしていけるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

もう1点の県内の生産拠点につきましては、より幅広い菓子とか麺類、そういった食品の用途に使用できる高品質の米粉を生産する拠点施設ということで、最新鋭の機械を導入することによって、より高品質な米粉生産といった施設をイメージしているものでございます。

そういったことにつきまして、必要性とかニーズ等を踏まえた中で、県内JAでも非常に前向きな意見も頂いているところもございますので、そういったところで支援をしていきたいというイメージでございます。

達田委員

県内のどういうところかというのは今の答弁では分からなかったですけども、米粉を製造したいという中小業者の希望する方がいれば、支援ができるということなんでしょうか。

林次世代農業室長

ただいま達田委員より、支援対象ということで御質問があったかと思えます。

まだ制度設計中ですが、現時点におきましては農業者の組織する団体というイメージをしているところでございます。

達田委員

分かりました。米粉を製造してどういう製品にしていくのかという、徳島県の米粉で何を作っていくのかというのが、はっきりと県民にも見える形がいいんじゃないかと思うんです。

この前の事前委員会のときに、私はパンも米粉で作ってもらいたい、米粉パンを作ってもらいたいというような意見を述べさせていただいたんです。今、食品の安全・安心ということで、グルテンフリーを求める消費者の方が非常に増えているということです。

米粉というのは、小麦粉に代わるものとして一番いい製品だと思うんです。ただ、これをどういう商品にしていくのかというのが一つと、米粉を作るための米を生産する生産農家が、これによって収入が確保できていって農業としてやっていけるという保証があると思うんですけれど、その点はいかがでしょうか。

林次世代農業室長

ただいま達田委員より、どういう商品を作るイメージをしているのかという点と、生産者の米粉生産による利益といたしますか、所得につながるのかという2点を御質問いただいたところでございます。

まず、1点目のどういう商品というところでございますが、米粉につきましては、午前中の井川委員への御答弁でも少し触れさせていただきましたが、非常にニーズの高まりがあるということで、様々な幅広い用途に対してつながってきているところです。パンはもとより、より幅広く菓子とかケーキとか麺類とか、そういった新たな用途への利用をイメージさせていただいているところでございます。

それと、生産者の所得といたしますか、そういった部分へのメリットにつきまして御質問を頂いた件でございますが、米粉生産につきましては、国の助成制度の中で飼料用米と同様にそういう支援制度がございます。そういったことをしっかり活用いただきながら、所得安定に努めていただけるよう、制度の周知等をしっかり行いながら制度活用を促していきたいと考えているところでございます。

達田委員

ありがとうございます。米穀の新用途への利用の促進に関する基本方針というのが、農林水産省で令和2年4月にまとめられております。これをまとめたときには、コロナパンデミックというのがまだ十分に配慮されていなかった面があると思うんです。それから、ウクライナ危機というのもこのときにはもちろんありませんし、そういう中でまとめられている中では、輸出の拡大ということが大きな目標として取り入れられているんですね。

もちろん伸ばしていくことが大事だと思いますけれども、とにかく世界の食料危機ということが言われております。お金さえ出せば食料を買えるという、そういう時代ではもうなくなるということが言われておりますので、やっぱり国内できちんと食料を増産して自給率を高めて、そして食料を安全に供給できるという、その一環としてお米を生産して米粉を生産していく、つなげていくということが、特にウクライナ危機の中ではそういう姿勢が必要になるんじゃないかと思うんです。

この点で、やはり徳島県内の米粉の生産というのは非常に意義があることだと思うんです。いろいろと米粉に親しんでいただくというか、パンであるとか麺類であるとか、いろんな製品を米粉で作って県民の食料として供給していくということは大事だと思うんです。

ただ、いろんな製品にしていく上で、生産するお米の種類がそれぞれ違うとお聞きしたんです。何々パンにするためのお米とか、麺類のためのお米とかがいろいろあるんですけれども、どういうところに重点を絞って作っていただくという目標があるんでしょうか。

林次世代農業室長

ただいま達田委員より、米粉の品種等につきまして御質問を頂いたところでございます。

委員のお話のとおり、パン用あるいは菓子用というふうなところで、それぞれ専用品種が近年出てきている状況でございます。それぞれの用途に適した品種ということで、品質、おいしさとかの評価は非常に高いと聞いているところでございます。

品種等におきましては、今後整備される、考えられている団体といたしますか、そういった組織の意向や地域の状況を、取組団体等の地域の中での協議の中で主体的に決めていただくものであるというふうに考えているところでございます。

達田委員

基本方針の中で、米粉に適した多収性品種の導入や米粉用米の質と量の安定に資する複数年契約が必要ということが書かれているんです。だから、今年はこの品種、来年は別の品種というわけにいきませんので、やはりある程度何年か同じ品種を作っていただいて同じ製品を作っていくという、そういう農家の皆さんとの契約が必要なんだと思うんですけども、そのためには、徳島県でどういうものが売れるであろうかということもちゃんと調査をされて、そしてこういう製品を出していきましょうと。また、徳島県ではグルテンフリーの安全・安心な米粉の製品がたくさんあるんですよということをやっぱりPRしていく必要があると思うんです。

これは徳島県だけじゃなくて全国で取り組んでいるものですから、抜きん出た施策が必要になってくると思うんです。高品質な国内産の米粉を小麦に代わって使用していくという、そういう目標を立てていくということが必要だと思うんですけども、県としては何か目標値を持ってやっていくつもりなんでしょうか。

林次世代農業室長

米粉についての目標値という御質問を頂いたところでございます。

米生産におきましては、御承知のとおり需給バランスの関係で、あるいは世界情勢の背景等も踏まえまして、コロナとかそういったことによりまして非常に価格が低迷しているところでございます。

一方、米粉につきましては、そういうふうなニーズの高まり、特にグルテンフリーであるとか小麦の代替ということでニーズが高まっている状況でございます。

そうしたことから、そういったマーケット、いわゆる消費者でありますとか生産者側のニーズをしっかりと聞き取りながら、しっかりと生産できるような体制について支援できればと考えているところでございます。

達田委員

パン類やお菓子など、そういうものが小麦粉でできているわけですけども、日本の子供たちは外国から輸入された小麦のパンやお菓子を食べて、そしてグルテンフリーの優秀な米粉は外国に輸出するということは、私はちょっとおかしいなと思います。

まず、日本の子供たち、徳島の子供たちに安全・安心な徳島の米粉製品を食べてもらいたいと思っておりますので、この取組につきましては非常に期待もしております。いい取組になるようにと希望しております。よろしく願いいたします。

それともう1点ですけれども、農林水産女子チャレンジ応援事業の委託先を21日から募集しているということですが、この制度について簡単に説明していただけますか。

伏谷経営推進課長

ただいま達田委員より、農林水産女子チャレンジ応援事業について説明を求めていただいたところでございます。

本県では、農山漁村の地域が抱える課題の解決に向けまして、女性ならではの視点によります地域活性化の取組や新しい農林水産業のビジネスプランへのチャレンジを応援、推進するためにこの事業を実施しておりまして、現在、このモデルとなる取組の募集をさせていただいているところでございます。

達田委員

おとといの21日から募集ということですが、現在の手応えはどうなんでしょうか。もう応募されているところがあるんでしょうか。

伏谷経営推進課長

現在の応募状況という御質問でございますが、現在のところまだ詳細に把握できていないところでございます。

達田委員

1事業あたり30万円と書かれておりますが、どういうふうなものに使えるんでしょうか、具体的に教えていただけますか。

原委員長

小休します。（13時22分）

原委員長

再開します。（13時22分）

伏谷経営推進課長

ただいま、どういうふうな活動に使用できるのかとの御質問を頂いております。

農林水産女子によります生産技術、新商品の開発や販路開拓など新しい農業ビジネスへのチャレンジを応援する事業となっております。要件としましては、5名以上の農業者、ただし女性を1名以上含むグループでございまして、かつ要件事項を満たした協定、規約、規定等が定められているということで、一応きっちりした組織体系を持っているという条件を付けさせていただいております。

達田委員

農山漁村の地域が抱える問題は本当にいろいろあります。今、本当に村が寂れる一方ということで、なかなか盛り返していくことが難しい時代になってしまっているんですけども、そこに女性の力を発揮して、農林水産女子と書いてありますけれど、女子がチャレンジをしていくんですね。

こういうことを企画されるのはいいんですけども、応募資格に、次の要件を全て満たす法人又は団体ということを書いてあるんです。この中で、構成員、法人の場合は役員のうち女性が過半を占め、代表者又は運営責任者が女性であることと書かれているんですけども、こういう団体というのはどういうところを想定されていて、今こういう女性が半分を占めて代表者が女性という団体がどれだけあるんでしょうか。

原委員長

小休します。（13時25分）

原委員長

再開します。（13時25分）

伏谷経営推進課長

ただいま達田委員より、この要件を満たす団体数がどのくらいあるのかという御質問を頂いたところなのですが、恐縮ですが手元にその数字を持ち得ておりませんので、後ほど御説明させていただきます。

達田委員

漁業も同じだと思いますけれども、今は特に農業関係のいろんな組織で女性が半分を占めているとか、女性が代表になっていきますよというところはほとんど無きに等しいと思うんです。ですから、ここに書いてある団体というのは、新しくそういう団体を作っていくですよという意味でよろしいんでしょうか。

伏谷経営推進課長

新しい団体を作って、それが対象になるのかといった御質問でございますが、もちろんこの要件を満たせば新しい団体は対象となります。

一方、役員のうち女性が過半を占めるうんぬんのあたりの要件がどの程度あるのかという御意見ですが、少し補足させていただくと、実際に農業女子の活動も地域によっては活発でございます。特に若い女性あるいは子育て世帯の女性がいろんな農業に絡めた、あるいは農業の6次化方面への進出も含めていろんな加工品を作ったり、取組を積極的にやっているグループも多々出てきておりますので、そういった既存も含めて活発に取り組もうとしている女性の取組をしっかり支援していこうと考えているところでございます。

達田委員

この目的に、地域の食文化の担い手であり、消費者目線に優れた女性ならではの視点を

取り入れた男女共同参画による取組を推進することが重要と書かれております。

食文化の担い手が女性なのかというところで反論してもしょうがないですけども、ジェンダー、平等の立場から言いますと、そういうところが女性と言われても困る。寂れてきた農山漁村を本当に復活させようと、もちろん誰もが思っていることだと思います。

ですから、男性も女性も同じように力を合わせて復興していく、地域を盛り立てていくということが必要ではないかと思うんです。ここで特に農林水産女子という名目で募集をかけるということなんですけれども、実際に今の若い方たちがこういうことに応募してくださるかどうかというめどがあるのかどうか。

それから、若くなくても年配の方であっても、生活改善グループなんかで一生懸命してくださっているグループがたくさんいると思うんですけども、そういうところにこの募集要項はちゃんと届いているのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

伏谷経営推進課長

応募してくる件数にある程度のめどがあるのかということと、年配の既存の組織にどの程度周知できているのかという御質問を頂いたかと思えます。

参考までに令和3年度の当事業の実施についてですが、4団体の女性グループがこの事業を活用して、それぞれ積極的な活動を実施していただいております。

年配の方への周知でございますが、関係機関への通知と併せてホームページへ掲載し、全体に周知を図っております。

達田委員

農業で頑張りたいという女性がいらっしゃると思うんです。そういう方が力を発揮して、いろいろと地域のために頑張ってくださっているということで、いろんな販路拡大の取組であるとか新しい農産物、今までなかったものを取り入れて、そして育成して加工もしていこうというような取組をされていていっていると思います。ですから、本当にきめ細かな調査もされて、そしてこういう商品も作ったら売れるだろうというようなことで頑張ってくださっていると思うんです。今、徳島のお土産物店に加工品がたくさん並んでいますけれども、大体は女性たちが開発したものが多いですよ。

ですから、そういうところで女性の力を発揮していただくというのはすごく大きな意義があると思うんですけども、この応募方法も非常に提出書類が多いですし、ややこしいなところがあるんです。もっと簡単に応募できて、そしてみんなの意見が反映されるような取組にできないのかなと思うんですけども、今までに取り組んでいただいた団体が何団体あって、取組例というのは幾つぐらいあるんでしょうか。

伏谷経営推進課長

これまで何団体ぐらいがこの事業を活用したのか、そして内容がどのようなものであったのかという御質問を頂いたかと思えます。

累計の応募団体数、実施団体数は手元にはないので、改めて御報告をさせていただければと思うんですが、令和3年度の事業の概要につきまして簡単に紹介させていただきます。

ある女性の団体につきましては、販売促進活動としまして産直イベントに参加したり、

別の団体では特産の農産物を用いた農業女子カフェを開店したり、その中で農産物を使ったお菓子を製造して販売しています。また、ある団体では、道の駅にちなみまして、その辺りの観光と絡めた観光マップを作成したり、スタンプラリーのイベントをしたりといった取組、またもう一つの団体では、既存の使われなくなった施設等を活用して直売所をオープンしたりという非常に積極的な活動をこの事業を通じてやっていただいているところがございます。

達田委員

審査して採択されたら事業が行えるということですが、審査基準というのがいろいろあると思うんです。どなたが審査をされるのかちょっと分かりませんが、地域の農林・漁業力の向上や地域活性化につながるかと、着眼点とか実施方法に独自性、新規性はあるかと、取組の発展性、継続性が期待されるかというようなことが、もちろん当たり前の基準のように思うんですけれども、どういう方が審査されるのか。

当たり前のことを書いてあるだけだと思うんですけれども、こういうものに適合しているかなということで、これに合った方が応募してくるわけです。審査基準というのは、誰が審査してオーケーを出すのでしょうか。

伏谷経営推進課長

審査基準につきましては、念のために再度確認させていただきます。

達田委員

こういういろんな取組をされて、地域あるいは徳島県全体が女性の力によって大きく羽ばたいているという、そういうのが見えてきたらすばらしいことだと思うんです。

こういう取組をされた方々の成果というのをもっとPRしていただいて、次は私も応募しようという機運を高めていっていただきたい。もう一つは、応募するのを簡単にしてもらいたい。いろいろと難しいものがいっぱいありますので、その点はいかがでしょう。

伏谷経営推進課長

ただいま達田委員より、事業の成果をしっかりとPRしてはどうか、それと応募基準をもっと簡単にすればどうかという御意見を頂いております。

成果につきましては、もちろんいろんな場面で、我々もこれというものにつきましては折々の機会を通じてPRしていきたいと考えておるところでございます。

応募の方法につきましては、やはりしっかりと相手の組織の状況、あるいはやる気、資質、今までの取組等をしっかりと確認する必要もございまして、簡単にすること自体は申請者にとっては好ましいこととは思いますが、そのあたりの審査につきましてはきっちりやる必要があるかと思っておりますので、また御意見も考慮しながら、どういう審査ができるか、常に考えてまいりたいと思っております。

達田委員

是非、よろしく申し上げます。

食に関わっているのは女性だからという意味での農林水産女子という呼び方は変えていただいて、本当にジェンダー、平等の視点で取組を進めていただきたいと思いますので、お願いしておきたいと思えます。

それとターンテーブルですけれども、すごい売上げで飲食・物販のほうはものすごく頑張っておられる、これは数字で分かります。

ただ、コロナ禍の中で宿泊ができないということが長いこと続きました。ですから、ここで収益を上げるというのはとても無理なことなので、どうしても赤字になってしまうというのは仕方がない面もあるんですけれども、782万3,000円の分というのは、ターンテーブルができてから今までの分を足すと、累計して幾らになるんでしょうか。

原委員長

小休します。（13時38分）

原委員長

再開します。（13時39分）

宮崎もうかるブランド推進課長

達田委員から、これまでの収支状況について御質問を頂いております。

平成29年度、平成30年2月にオープンしておりまして、そのときには1,193万7,000円の赤字でございました。平成30年度におきましては3,796万2,000円の赤字、令和元年度におきましては1,274万3,000円、令和2年度におきましては898万3,000円の赤字でございました。令和3年度を含めまして累計で7,944万8,000円の赤字となっております。

達田委員

今コロナの中で、どこのお店もホテルも本当に大変な状況で運営されていると思うんですけれども、ターンテーブルの赤字解消というのは、目標を持って何年度までに解消していこうとお考えなんでしょうか。

宮崎もうかるブランド推進課長

この度、運営者との新しい契約に当たりまして、まだここ2年ぐらいはコロナの影響があるというような考えがございますけれども、その後はインバウンドの回復とかも含めまして少しずつ好転するような形で考えております。

達田委員

飲食の点では、コロナ禍の中で非常に頑張っておられるというのが分かります。

ただ、宿泊はどうしようもないという点もあるんですけれども、それでもコロナがある程度収まってくれば、いろんな工夫をして宿泊の部分で収益を上げられるようにというのを考えていく必要があると思うんです。ただ、ほかの宿泊所も同じようにいろいろと工夫をされますので、ターンテーブルがどれだけ利用されるかというPRにもかかっていると思うんです。特に、今インバウンドが再開されるかどうかというのは分からないですの

で、どういうふうな工夫をされていてこうとしているのか、その点で計画があればお話しいただけたらと思います。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま、宿泊部門における今後の取組ということでございますけれども、ターンテーブルの中には15室64床という部屋構成をとりまして、このうちドミトリー、2段ベッドの部屋が40床ございます。ここは従前から外国人の方が多く泊まられたりはしておったんですけれども、やはりこのコロナ禍で外国人観光客もいなくなり、東京でも外国人が入らなかったということもございまして、そこが一番の苦戦する要因になっておるんじゃないかと思うところでございます。

ただ、コロナが少しずつ収まってインバウンドの回復も見込まれてきてはおりますけれども、いまだ全然見通しが立たないところで、決定打というところではございませんけれども、やれるところとして県内企業とか市町村にお声掛けさせていただいて、研修利用といったところから地道に回復に向かっていけたらと思っております。

達田委員

この点で、いろんな宿泊施設、飲食店はコロナの中で本当に大変な思いをされて、赤字経営を余儀なくされているところがたくさんございますよね。ただ、それはどこも同じなんですけれども、ターンテーブルの場合はこういうふうな赤字が出ましても、県で面倒を見ますよということになって、結局は県民の税金が回っていくわけです。

一般のそういう商売をされている方から見ますと、本当に不公平感というのがすごく大きいかなと思います。一日も早く赤字解消を目指していただいて、努力を倍以上していかなければ、県民が認めていくという方向にはなかなか行かないんじゃないかと思うんです。

ですから、本当に今までもいろんな努力はされていると思うんですけれども、宿泊部門ではもっと工夫して頑張っていたいただきたい。コロナがいつまで続くか分かりませんが、徐々に経常利益、赤字が少なくなっていくというのは分かるんですけれども、本当にほかのお店と比べて人一倍の努力が必要だと思いますので、その点を是非お願いしておきたいと思います。

尾崎農林水産部次長

午前から続きまして、ターンテーブルにつきまして井川委員、梶原委員、達田委員というろいろ御質疑を頂きました。

まず、最後に御質問のありました経常収支の赤字部分につきまして、これは経営委託先でありますターンテーブル社のほうでこの負担を担っていただいておりますので、ここに対して県費支出から出ているというものではまずございません。

ターンテーブルは今、本県出身の経営者が令和元年7月からやっていただいております。首都圏で複数の飲食店を展開するとともに、食のコンサルタントとして全国を股に掛ける活躍をされている、その手腕を是非お願いしたいということで、現経営に携わっていただいているところでございます。経営を担われてから施設のブラッシュアップを進める

という意味で、ターンテーブル社の御負担によりまして様々な投資も頂いておりまして、そこに来て担っていただくや否や厳しいコロナ禍の中に突入してまいりました。そうした中でも、本日御報告させていただいたとお利用ニーズ、売上げについても非常に素晴らしい成果を出していただいております。

投資した分についても回収といいますか、減価償却という形がありますので、結果として赤字の部分は出ておりますし、皆さんも御承知のようにコロナによる緊急事態宣言とか、まん防とかの非常に厳しい中で、廃業とか休止が続く中でも県のアンテナショップを担っていただいている。県のため、生産者のためという非常に強い思いで、社長をはじめスタッフも徳島県の方々に担っていただいております。日々、日夜努力していただいております。

そうした中でもって、こうした数字も上げるとともに、発信効果も御報告させていただいたところでありますけれども、5月6日の全国紙新聞におきまして、進化するアンテナショップというような記事が取り扱われる中で、その代表選手としてターンテーブルを掲載いただき、正に今や日本一のアンテナショップになっていただいたと考えております。

この経営者の取組に対して、県もいかに活用を図っていくかという取組をしてきたんですけれども、経営者に対する感謝の思いを語る述べさせていただきましたが、決してそれに甘んじることなく、県としてもターンテーブルの活用を図ってまいりたいと考えております。

達田委員からお話がありましたけれども、コロナ収束の兆しが見え始めて、今はインバウンドが1日2万人限定という状況であります。願わくばこのまま回復に向かっていってほしいと思っておりますし、そうなるように見えています。

今後、アフターコロナに向けた反転攻勢と、そして大きくは2025年の大阪・関西万博、この舞台は大阪でありますけれども、ステージは日本全体になると考えますし、そこは首都圏が大きな役割を担うと思っております。

今後ともターンテーブルを核といたしまして、食を中心とした人の交流を生み出して、本県への誘客を目指すブランド向上、そして販路拡大を進めるという思いで積極的に頑張ってまいりたいと考えております。

西沢委員

今のターンテーブルからちょっと思ったんですけれども、徳島県の例えばスダチなんか、なかなか流通側の問題で全国的な展開が少ないんじゃないかと思うんです。もっとアピールの仕方を強化できる方法はないのかなと思って、さっきも考えたんですけど、例えばターンテーブルというのは出先ですよね。出先の出先というのを作ってもいいのかなと。要するに屋台、徳島県版の屋台みたいなもので、ターンテーブルから出向していった屋台があちこちに移動して徳島県をアピールする。

例えば、面白い名前を考えたんですけど、スダチでホットな幸せな日とか、何か面白い注目を集めるような名前を付けて、特にアンテナショップの中のアンテナ、固定じゃなくて移動の中でアピールしていく。これは勝手に考えたんで、それだけで置いておきます。

まずは、米の倉庫、穀物倉庫というんですか、各農協なんかでよく大きな倉庫に積んで

いることが見受けられますけれども、穀物倉庫で米を高く積んであります。地震とか津波の被害が全国的にはいろいろと起きていますけれども、倒れたとか、そんな被害はあったんでしょうか。

林次世代農業室長

ただいま西沢委員より、地震等による倉庫における米袋での被害事例について御質問を頂いたところでございます。

これにつきましては、聞き取りではあるんですけれども、例えば東北のとある県に問い合わせいたしましたところ、一番大きな地震でいうと東日本大震災、このときの状況をお聞かせいただきました。そのときの記録はないんですが、令和4年3月16日に発生いたしました福島沖地震が最大震度6強でございました。その際に、震度5強の地点にある倉庫内に積み上げていた米袋が崩れたという事例があるとお聞きしたところでございます。

西沢委員

非常に気になるんです。米の倉庫というのは、昔から出荷しやすいように海岸沿いの近いところにあったのかなと思うんです。それが今まで変わらずに来ているところが多いと思うんです。現実的に見ましても、県内でも海岸沿いにありますよね。

6年ぐらい前はかなり回って見たんですけれども、そこでは津波が来る地域だということだったので、ここは津波は来ますかと聞いたら、津波がこの倉庫の中へ入ってくると思うと言っていました。

先ほどの地震の揺れによって、5強ぐらいだったら多分倒れる可能性が高いということとか、袋は紙袋ですから、パレットを何段か置いて、その上にパレットを置いて何段か置いてというふうにかなり高くまで積んでありますけれども、一番下の袋が紙袋だから、洪水とか津波でつかったら全部崩れちゃうということが十分に考えられるんですよ。

そういうことを全国で調べたら、実績としてあると思うんです。圧力がかかり掛かってきますので、紙袋なので水につかたら弱いと思いますから、壊れて倒れてしまう。そうしたら、倒れたら泥水ですからどうにもならない。

南海トラフの地震が来ますと、例えば静岡から九州までかなりの沿岸部は津波にやられて、かなりつかっちゃうという想定です。となると、収穫時期によったら倉庫にかなり米が入っていて、それがばっさりやられてしまう。日本のかなりの米が地震、津波でやられてしまうということも想定されるわけです。

それを6年ぐらい前に見に行ったときには、どうにかしないといけないと話していたんですけれども、何か方策はとっておりますか。

林次世代農業室長

ただいま西沢委員より、震災、津波等に対してどのような対策を講じられているかという御質問を頂いたところでございます。

これにつきましては、浸水エリア内で取扱いのある団体等に聞き取りをさせていただきましたところ、米袋の最下段に敷くパレットを数枚重ねることでのかさ上げでありますとか、あるいは倉庫出入口に土のう袋を備え付けているとか、低温倉庫の場合はそういった

扉のメンテナンスの実施によりまして、冷気の漏出防止と合わせた中での浸水防止といった対策、そして検討を進めていると聞いているところではございます。

西沢委員

パレットを何段か積むといっても、どのぐらいの高さの津波が来るのか分かりませんが、できるだけやられない方法をとらなきゃですね。

本音を言えば、津波がその中に入らないという以前に、倉庫を建て替えるときに津波にやられないようなところに移転するとかというのは、考えられる話ですね。今あるところで仕方がないのであれば、できるだけ入らないような仕掛けを作るとか。今の倉庫だったら多分トタン張りの倉庫だと思うんで、下からだったら幾らでも水が入ってくるように思うんです。だから、防水扉にしてもそれだけでは無理で、やっても津波や洪水の勢いによったらやられる可能性があります。でも、できるだけ簡単にできることはやっておいたほうがいいと思う。

例えば、鉄骨で枠を組んでパレットを置いて、その上に数段置いて、その上に乗せるパレットについては鉄骨の枠組みの上に載せるとか。それだったら、その下の分はやられても上の分は助かるとか。何かもうちょっと仕掛けをやったほうがいいのかなと思います。

そうでなかったら、時期によってはどのぐらいやられると思いますか。南海トラフについては静岡から九州まで、収穫したすぐであれば日本で出来た米の中の何割かがやられてしまいますよね。その上に、国の備蓄米がどこに置いてあるか分からない。農協に預けてあったとしたら、そんなことも懸念材料ではありますよね。

ゼロから考えて、もっといい対策がないのかと、私としてはあるんじゃないかなと思うんです。県は直接関係ないとはいえども、一気にやられてしまったら大変なことになります。後から食料対策が大変になります。徳島県だけじゃないです。全国的にこういうことは災害対応で考えて、実行できるものは実行していく必要があるんです。

今回、徳島県のそういう倉庫には、各農協なんかにできるだけのことをお願いして、こういうことが現実にあるのであれば国へ提言して、各倉庫に注意喚起を促すという必要があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

林次世代農業室長

ただいま西沢委員より、米の保管倉庫に対する対策、そういったことを国に対してもしっかりとすべきじゃないかという御質問を頂いたところでございます。

まず、国の備蓄米ということで御説明させていただきたいと思いますが、先般6月の下旬頃に国の農政局担当課に対しまして、災害時における国の備蓄米の円滑な供給を進めていただくために、津波や浸水に対する対策はどのように進めているのかということで確認させていただいたところでございます。

国につきましては、備蓄米の保管倉庫の津波や浸水に対する対策というのは講じていないとの回答でございました。

西沢委員

ちょっと聞こえなかったもので、もう一遍言ってください。

林次世代農業室長

対策を進めているのかという確認を国の農政局の担当課にさせていただいたところ、備蓄米の保管倉庫の津波や浸水に対する対策というのは講じていないという回答でございました。

理由といたしましては、仮に太平洋側が津波の被害を受けたとしても、自衛隊等の輸送機の活用によって、日本海側から備蓄米を供給することが可能との見解でございましたが、同じく農政局担当課に対しまして、災害時における国の備蓄米のより円滑な供給を進めていただくためにも、政府備蓄米の備蓄倉庫のうち津波による浸水被害が想定されている倉庫に対しまして、必要な対策を検討すべきとの声もありますということをお伝えさせていただいたところでございます。

西沢委員

国に対しての提言の中で併せてしっかりこれを盛り込んで、そういう危険性が、懸念があるんだったらちゃんと対策を練るよにといい提言もしてほしいというふうに思います。これから提言していただけますか。本当にやられたら、日本海側から来るというだけじゃなくて、あるものがかなりやられてしまう。時期によったらかなりのものですよ。こんなもったいないことに対して対策を練らないと。日本海側から応援物資が来ますというのでは対策になっていないという気がします。もっとちゃんとした対策を国のほうにも練ってほしい。

さっきの話だと、津波にやられるところに国の備蓄米があるかも分からないという話ですよね。それはちょっと残念だけれど、問題かなと思うんです。やっぱりそういうことはちゃんと対策を練ってほしいと正式に申し上げたほうがいいのかと思いますけれども、いかがですか。

林次世代農業室長

ただいま西沢委員より、米の倉庫に対しての災害対応もしっかり講じるべきということで、提言が必要ではないかというところでございます。

委員がおっしゃいますように、そういった災害時における食料供給の在り方、そういったことは非常に重要な課題であるということも認識しているところでございます。

そういった中で、対策の必要性と、まずは関係団体の声もしっかり聞いてまいりたいと考えているところでございます。

西沢委員

これは徳島県だけの問題じゃないですから、全国的な問題として津波、洪水、地震の振動、こういうことに対してできるだけやられない方法も模索してほしいということをお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それから、鳥獣被害の被害の出し方です。昔から鳥獣被害の金額は、やられた農家の方が、これだけやられましたと報告したものが被害金額の実績に上がってくる。

要するに、県とか市町村のほうからどれだけありましたかという問合せの中で、被害を

出して金額を出しているというところで、非常に私自身もこんなんでもいいのかなど。届出だけの世界というのは、本当の被害とかなり違うんじゃないかなという思いがありました。

今回はそういうアンケートを採ったんですか、教えてください。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま西沢委員から、鳥獣被害の調査方法についての御質問を頂きました。

野生鳥獣による農作物の被害金額につきましては、鳥獣被害防止特措法に基づきまして、国が定めた調査要領に基づきまして実施しております。

その中で、対象作物を水稲とか野菜、果樹等としておりまして、調査対象の鳥獣は野生の鳥類と哺乳類としており、それを市町村単位で集計しております。調査方法としましては、各市町村におきまして、被害農家からの申告でありますとか、JA等関係団体の聞き取り、そのほか農業共済組合の照会でありますとか、有害鳥獣の捕獲許可申請書に記載された被害状況などの中から複数の方法を組み合わせまして被害を取りまとめているという状況になっております。

この調査につきましては、販売を目的として生産されている農作物を対象としておりますので、実際のところは自家消費用の作物が対象となっていないということもありません。実際の被害との乖離を指摘する声があるということは承知しております。

そういったことがありましたので、地域住民の方が感じておられます被害状況を把握すべく、令和2年度から集落の代表者の方に対し、集落アンケートという形で調査を実施しているところでございます。

これにつきましては、集落の対象者の方に、鳥獣による農作物の被害の大きさを問うという意識調査でございまして、被害の順に深刻、大きい、軽微、ほとんどない、被害なしといった5段階で意識調査を回答していただくという様式となっております。自家消費用の作物も対象としているほか、生活環境の被害等についても対象としたアンケート調査となっております。

西沢委員

ちょっと見せていただきましたけれど、私の思いとは100パーセントじゃないんですけども、かなり突っ込んだ前向きな調査方法だと思うんです。これはどうなんですか、毎年やるんですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま西沢委員から、調査は毎年行うのかという御質問を頂きました。

この調査につきましては、毎年というわけではないんですが、定期的にとということで考えておりまして、令和2年度、令和3年度という形で実施しております。

西沢委員

ここにありますがけれども、鳥獣被害令和2年度アンケート結果報告、まず令和2年度の結果報告が出てきて、令和3年度は今はまだまとめ中だという話ですね。令和2年度のア

アンケートの結果報告ですけれど、主立ったところはどういう状態になっているかを教えてください。この中で特徴的なことを教えてください。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、令和2年度の鳥獣被害アンケートの結果について御質問を頂きました。その結果につきまして、簡単に御説明させていただきます。

令和2年度に行いました集落アンケートでは、1,009集落にアンケートを郵送しまして508の集落から回答を頂いております。

このアンケートの結果につきましては、ニホンジカの被害が深刻、また大きいと回答した集落の割合が全体の26パーセント、同じくイノシシが31パーセント、ニホンザルにつきましては26パーセントとなっております。およそ4分の1から3分の1の方が、この三つの獣種による被害が大きいと実感されているという結果となっております。

西沢委員

この地図を見たら、どこの被害が軽微だとか深刻だとか、被害なしだとかいう点を地図に落としてありますよね。私たち県議会議員も、いろいろと農家の方から言われるわけです。鳥獣被害のことについてどうにかならんかと、私も30年前からずっと言われてきました。私自身もいろんなことを言うてきました。こうやったらどうや、ああやったらどうやと言って、なかなか最終的にいい案がなかったんですけども、こういうことを私らも知ることが何かのヒントになるかも分からない。

こうやって県はやっているんだぞと、聞き取り調査をした農家には当然配っておるんでしょうけれども、それ以外でも知りたい人はいっぱいおると思うんです。特に、県議会議員なんかは言われる立場ですから、やっぱりちゃんと報告してほしいんです。

令和2年度はちゃんと結果が出ている話です。令和3年度はまだですけども、こういうものを皆さんにきちんと配って、できればこういうことでしたという報告を頂いたら、みんなも助かるんじゃないかと思うんです。いかがですか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま、アンケートの結果の報告につきまして御質問を頂きました。

令和3年度にしました集落アンケートにつきましては、ただいま取りまとめ中でございますので、調査結果がまとまりましたら御報告させていただきたいと考えております。

西沢委員

是非そうしてください。できるだけ積極的に被害の状況を知る、把握するということが本当に大切だと思います。そうでなかったら、単なる言うてきたところだけでは、あとのぐらいいあるか分からない。ちょっとの被害だと余り出せませんよね。大きな被害でも、言うてもしゃあないわとなれば出しませんよね。だから、できるだけみんなからアンケートでもいいからちゃんと頂く。

そのためには、アンケートの在り方も余り詳しくすると嫌がるし、簡単過ぎたらまとめにくいというのがあります。できるだけ皆さん方から出しやすいような、書いていただけ

るようなやり方も考えてやってほしいと思います。出たときには、ちゃんと私らにも教えていただきたいと思います。

それからあと一つ、水産業は今大変ですよ。残念ですけど、水揚げはだんだんと落ちてきています。漁業組合の中でも、水揚げによってパーセントでやっていますから、漁業組合そのものがなかなか大変です。

このままではいけないというのは、誰しもが分かっています。その中で、温暖化とかで水温がかなり変わってきている。水揚げも少なくなってきたけれども、その中の魚種もだんだん変わってきている。これを漁業組合でどうにかせいと言ったって、その程度の問題じゃないですよ。なかなか一つの漁業組合が、今までのやり方の中でどうにかするというのは非常に厳しい話じゃないのかな。

このことに対して、県は何か方策をとっている、考え方はあるんでしょうか。ただ単にマイナスだったら補助するとかじゃなくて、抜本的にこうしようと、こうしたほうがいいんじゃないかという計画はありますか。

漁業組合員とか漁業組合とか、みんな困っていますから、抜本的に漁業がよくなる、みんなが何とか黒字になっていくというやり方というのは、何か計画的な方針的なものは考えておりますか。

里農林水産部次長

ただいま西沢委員から、漁業者の所得向上についての御質問ということでお答えさせていただきます。

委員がおっしゃるとおり、漁業者の経営は非常に厳しい状況が続いてございます。こうした中、国の施策ではございますが、地域で連携して漁業者の所得向上を図る取組ということで、広域浜プランという制度がございます。

この計画を地域地域で立てまして、地域が連携して例えば、出荷を一緒にしていきましようとか、共同利用施設を隣接組合で互いに共有して使用していこうというような、コストの削減と収入のアップにつながるような取組を主体的に進められているところでございます。

直近で申し上げますと、令和3年1月に美波町の3漁協が合併されたところですし、同時期に阿南市の伊島漁協が、従前は単独で伊島の組合員の皆さんが出荷されていたんですけども、向かいの椿泊漁港に皆さんが出荷されるようになって、いずれの例についても、漁獲物を1か所に持ち寄ることによってコストのカットと単価の上昇につながっているというふうにお聞きしてございます。

委員がおっしゃるように、漁業を取り巻く環境が非常に厳しいということは重々承知しているんですけども、こうした中であっても、漁業者の皆様あるいは漁協の皆様が主体的に取組をなされてございますので、県といたしましてはこういう取組をしっかりと後押ししてまいりたいと考えてございます。

西沢委員

一つは、温暖化とかいろんなことで水揚げが減ってきていますよね。設備や施設を合理化したり、みんなが結束して一緒になって頑張るといえるのは分かるんですけども、元々

の水揚げ量が少ないですから、なかなか今厳しい状態なんですよね。

もう一つは、目の前に来ている南海トラフ地震はどうするんだという思いもあります。南海トラフ地震となると、船はかなりやられてしまいます。今の船というのはみんな魚群探知機で、どこのコースへ行ったらいいのか全部出てきたりして、かなり電子化されていますよね。ばたっと船がひっくり返ったら、FRPが多いですから船はもつかも分かりませんが、中の装置は塩水につかったら全部アウトです。

今、そういう電子化の中で皆さん漁をしているので、全く漁の形態が違ってくる可能性があるし、そういう目の前に来た南海トラフ地震に対して船自身がやられない方法というのを考えないといけないんじゃないかな。

今、高齢化して行って、船を降りている人はいっぱいいるんです。かなり急激に増えていっています。港の中を見ると、かなり船が減っていっています。そんな中で、船をどう処分したか。安く売ったり、そういうことをしているんです。

一つは、まさかのときのために、余った船や使える船を高台に置いておいて、津波が来たときにはそれを下ろすという形も考えられないかな。エンジンなんかは一度買い足して油をまいて、新品になったらしばらく置いておいてもいけますから、そんなことをやったらいいなということ、私は今まで言ってきたんです。

そういうこともやってほしいんです。余った船を有効利用するために、津波にやられないところに置いておく。当然ながら保存するためのいろいろな経費も要りますけれども、予備で違うところに置いておいたら、その船を利用できる。そういう船がどんどん多くなってきている。そういう船をうまく有効活用する方策をやってほしいと思います。これは10年以上前から言っている話だけれど、どう思いますか。

原委員長

小休します。(14時19分)

原委員長

再開します。(14時20分)

里農林水産部次長

ただいま委員から、被災に備えて漁船などを高台に移転すれば、発災後の漁業の早期再開につながるだろうという御提案だと思うんですけれども、かねてよりそうしたお話は委員よりお伺いしてございまして、県におきましては、平成28年3月に徳島県漁業版事業継続計画、いわゆる県漁業版BCPを策定しております。

この中に、委員の御意見も踏まえて漁船、漁具の確保支援ということで、漁船を廃棄する、あるいは売却する予定のものについては、高所や比較的安全な場所での保管を県としても促していくということで、県の漁業版BCPに基づきまして、各漁協がBCPを今も定めているんですけれども、こうしたBCPを定める折に、委員がお話しの高所保管などについても県のほうからお伝えしているところでございます。

西沢委員

私も見ているんですけれども、現実的にやった形跡を私は知らないんです。だから、やっぱり事業として県のほうが市町村と一緒に進めてほしい。事業としてちゃんと確実に進めてほしい。そうしたら、かなりのところは助かります。

例えば、今は出羽島も伊島も船で行っていますけれど、その船さえもなくなります。今の状態であれば、島そのものが孤立してしまいます。これは漁船でも代行できますけれど、代行する漁船がなかったらできないですよ。

そういうことも含めて、その対策は国のほうにもそういう施策をちゃんとして、当然ながら補助をもらうということも提言する。それから、提言するだけじゃなくて、市町村と一緒に進んでそういう要らなくなった船、使える船をちゃんと確保していく。安くほかへ売り払ってしまうというもったいないことをせんと、各地域で最低限このぐらいの数は要りますよという目標を立ててやっていくと、そういうことをしたほうがいいんじゃないかと思うんです。これは言うだけにしておきます。でも、これはもう一度実効性を考えてください。

もう一つは、温暖化の中でどんどん魚種も変わって魚の数も減って、これが止めどもなくそうになっている。その対策として、一つは陸上での養殖がありますよね。海上でも養殖はやっていますけれども、今はかなり養殖の技術もあちこちで進んできていると思うんです。

例えば、岡山理科大では好適環境水といって、海の魚を塩分が入っていない水で生かすということも15年、もっと前ぐらいからやり始めて、ふんなんかでも水が汚れますからバクテリアできれいにして水を循環させる。要するに、外へ出さないという完全にそこだけでできる養殖というものを大分前に確立しています。そういうところもあると思います。

これからは、そういう海で漁業というよりも、陸上での漁業というものをもっと重要視しなかったら、海ではなかなか厳しいです。これからどんどん海が変わっていく。気候、温度、水温も変わっていくし、魚種も変わっていく。対抗していくのは難しいですよ。

だから、変わらない漁業、養殖漁業みたいなものを漁業組合が中心になって目指すというのが、私は理想だと思います。漁業組合が今までみたいに低迷していく中で、これから伸びしろを作っていく。

農業ではスマート農業が、スマート林業があるじゃないですか。漁業もスマート漁業もあるのかも分かりませんが、そういうものも含めたスマート漁業というのを、先進的なやりやすい漁業をすると、高齢者の方も陸上で漁業ができます。

今、高齢者の方が一人で海へ行って大変な状態になっている。そこで倒れて、その船がこのあたりでぐるぐる回っている。行ったら亡くなっているというようなこともよくあります。そういうことも含めて、どうにかしないとという思いがあります。

陸上での漁業の在り方というのも、もっと進めていったほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。ここで結論を出すわけにはいかんとは思いますが、そんなことも考えてほしいと思うんです。いかがですか。

里農林水産部次長

ただいま委員から、陸上養殖についての御質問を頂いたところでございます。

委員がおっしゃるとおり、岡山理科大学の好適環境水をはじめ、いわゆる閉鎖循環型の

陸上養殖が近年、広く全国的に取組が始まっているところでございます。

こうした陸上養殖の利点といたしましては、ウイルスとか魚病とかの影響が少ない、あるいは天候等の影響を受けないということで、養殖のストレスを軽減できて成長が早くなるなどの効果がある一方、初期投資、維持管理のコストが高いなどのデメリットがあるところでございます。

本県におきましては、陸上養殖というと、アユ養殖であるとかウナギ養殖とか、今まではかけ流し方式の陸上養殖が主体だったんですけれども、委員がおっしゃったような陸上養殖は、もちろん先ほど申し上げたようにデメリットもあるんですけれども、意欲ある事業者の皆様と連携いたしまして、もちろん漁協にとってもビジネスチャンスになろうかというふうに考えてございますので、機会を捉えまして我々も研究しながらできるだけ早期にチャレンジできるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

西沢委員

本当に漁業は大変だと思います。なかなか復活というのは厳しいと思います。でも、道はゼロではない、あるように思います。そのあたりを漁業組合が、今の漁業体制の中で終わってしまうんじゃなくて新たな道を探して求めていく。それに県も市町村も、ひょっとしたらほかの企業も参画して、その中で一緒にやっていくという道もあるかも分かりません。いろんなパターンの中で模索して、できるだけ未来が見える漁業というのを方針としてはしてほしいというふうに思います。

仁木委員

私からは、3分野について質問させていただきたいと思います。

先ほど来、ターンテーブルの話がございまして。先ほども次長のほうから意気込みを頂きましたが、私の質問の後に意気込みを言っていただければよかったなとも思いながらなんですが、私の任期が始まったばかりの際は、今の議論にあったような形でこの赤字をどうするのかというような立場で質問をしておりましたが、ターンテーブルの議論を進めているうちに、ターンテーブルの目的というところに着眼してみますと、県が売上げや経営状況についてああだこうだと言うような契約内容ではないというところから、私はそこから考え方を改めて質問のやり取りをさせていただいています。

改めてここで質問なんですけれども、先ほど次長がおっしゃっていた最後のところに、今後もどのようなことを目的としてということによっていただいたと思うんです。その目的をもう一度確認させていただきたいと思うんですけれども、どうぞ誰でもいいです。

尾崎農林水産部次長

ターンテーブル事業の目的について御質問いただきました。

ターンテーブルにつきましては、首都圏におけます本県の食の情報発信拠点ということで続けております。県産品の販路拡大、そしてブランド力向上ということで、ひいては生産者のためになるというような形で、そこを目指して頑張っているところであります。

また、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる食の分野にかかわらず徳島県の知名

度アップ、ひいては誘客とか小売拡大に努める、そういった形も目指していきたいというふうに考えております。

仁木委員

という目的の下で我々は予算を審議して、予算について認めているという認識にあります。でありますから、ここで議論すべきことというのは、赤字がどうかということも大事なかもしれませんが、それより前に大事なのは、県産品がどのようにして市場に流れるか、その販路の拡大をどうしていくかということ。それともう一つは、関係人口を創出した上で、徳島県とどのようにして交流、また徳島に呼び寄せるかということについて、この家賃の部分の5,000万円か6,000万円かの部分を補填して全体でやっている。これがいわゆる県産品のPRのための予算として認められているわけだと思えます。この議論というのはずっとしてきたと思います。

その中で、私はターンテーブルの赤字の部分ではなくて、レストランの売上げであるとかホステルの部分であるとか、この部分の売上げについてどうこうという議論はそぐわないと思います。今の話の流れで、今の予算の付け方でいえば、そのときに大事になってくるのは、いつも言っているのは関与売上げのところ。ここを目的としてターンテーブルに対する、いわゆる転貸借の部分を予算化しているという認識に私はずっとおります。

ここで何回も申し上げているんですけれども、この売上げ部分については、過去3年間、だんだん上がってきているのは事実ですよね。ですから、いい感じに推移はしています。関与でいえば3億円というような格好になっていますから、転貸借している部分で補填額を引いても利益は十分ある、利益というか効果は実感できる。

ただ、ホステルとかレストランの部分については、キャパシティがありますから、どれだけ売上げを上げようとしても規模はそれ以上いかないんですよね。単価を上げるか何かしなかったら変わらないです。そこと違う関与売上げは、営業すればするほど、県産品が通れば通るほど、買ってくれる人が増えれば増えるほど、ここはどんどん売上げが伸びていくわけです。

今いい感じに推移しているんですけれども、私が思うのは、なんぼコロナ禍だったとしても、もうちょっと伸びていくという目標を持つべきだと常々申し上げているんです。過去からの関与売上げの中での推移を、もう一度確認させていただきたい。大体どのように伸びていっているのか。それと、目標をどれぐらいに設定しているんですか。今後先というところをお聞かせいただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

まずは、関与売上げの実績につきまして御報告させていただこうと思います。

令和元年度は1億4,206万1,000円の実績でございまして、施設を拠点に飲食店でのフェアとかスタチの販促、関連店での仕入れ増ということにつながっております。令和2年度は2億444万4,000円の実績ということで、施設を拠点に阿波尾鶏やスタチ、シイタケの販促、メニューフェアの実施、こういったものを実施しております。令和3年度におきましては2億3,487万円の実績となりまして、令和元年度と比較しまして1.7倍の伸びということになっております。

令和元年から3年間で合計5億8,137万1,000円となる関与売上額となっておりまして、県内生産者の販路拡大につながっているものと認識しております。

原委員長

小休します。（14時36分）

原委員長

再開します。（14時37分）

質疑の途中ですが、換気のため休憩いたします。（14時37分）

原委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（14時43分）

それでは、質疑をどうぞ。

宮崎もうかるブランド推進課長

先ほどの仁木委員からの御質問でございます。

県の総合戦略におきましては、令和6年度の売上目標、飲食・物販部門の売上げといたしまして2.5億円を計上しております。けれども、委員がおっしゃるとおり関与売上げというのは重大な数字とっております。ただ、その関与売上げとか紹介仕入れの金額については、商談やあっせん、営業等に伴い制約される金額となりますので、直接売上額のように事前に計画することがちょっと難しいかなというところもございます。

一方で、首都圏における徳島の発信拠点として県内産地や事業者と連携しまして、施設に係る直接効果に加えまして関与、紹介等による間接効果を最大限発揮していくことは非常に重要だと認識しております。

つきましては、今後コロナ禍の影響がどの程度続くのか不透明な中ではございますけれども、アフターコロナの反転攻勢に向けまして、関与額を含めまして県の売上目標2.5億円を達成し、更なる販路・販売の拡大につながるよう、運営事業者はもとより県内各産地生産者、それから団体と連携を図りまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

仁木委員

今、目標を作るのが難しいとおっしゃったけれども、それが目的で予算が付いているんだから、難しいといえども県がどうにかできるのはそこしかないんですよ。このホテル経営を黒字化させるって言うたって、口を出すだけでほかに何もできんでしょう。紹介するって言ったって、出張のときにここを使ってよとか、これこそ間接的なフォローしかできないわけであって、そこに対して何か赤字だから補填するというようなものでもないじゃないですか。それを口出しできるのは、例えば業務委託としてこれを運営してくださいとしているのであればそうやってできるかもしれないけれども、転貸借ですもんね。

だったら、もうこれは広告のために使っているという認識なのであれば、この年間に使っている予算等に応じた間接・直接売上げを目標設定して、それをクリアしていくとい

うことが県の果たす責務じゃないのかという話なんです。ですから、難しくても目標を作って、そこはかなえるようにしていかなきゃいけないという私の意見なんです。

ですから、そこはしっかり目標を持ってしてほしいんです。そして、数字ははっきりと、売上げをどれだけ伸ばしていくか。年間にこれだけの転貸借で税金を使いますと、これに関与・直接売上げをこれだけするんですと言ってくれなかったら分かりにくいんです。ターンテーブルが赤字とか赤字じゃないとかよりも、そっちのほうが問題です。ですから、これはしてください。これについて御答弁ください。これを私が申し上げたのは2回目です。いかがですか。

宮崎もうかるブランド推進課長

ただいま仁木委員から御意見いただきました。

私どもの考えといたしましては、やはり関与売上げは今後伸ばしていくべきところだと考えておりますので、まずはこういった方向性とか販売戦略とかが必要だと思いますので、そういったところを考えながら検討していけたらというふうに思っております。

仁木委員

お調べになるとか、そんな時間はもう終わっていると思うんです。もう何年しよんですかと。もう2回目の契約に入っているわけです。そういう答弁じゃないはずで。目標を作るべきだと、売上げのところが赤字とかっていうフォーカスされていた部分じゃなくて、関与・直接でしょう。県側もそれを了と認識していただいたわけじゃないですか。ですから、その目標を立ててください、いかがですか。

尾崎農林水産部次長

委員がお話しのとおり、このターンテーブル事業の施策効果はどこにあるのかという、正にそういった点での御質問と受け止めています。

販路拡大において、事業効果を見ていく部分は正に関与売上げのところが非常に重要と、正にそのとおりであると認識しています。現在は、先ほど課長が申し上げましたとおり、総合戦略の中でこの関与売上げについての定めというのはございませんけれども、確かにそこをきっちり見極めて目標値を定めていくことは必要と考えますので、定め方についてはちょっと検討させていただきたいと思っておりますけれども、しっかりと考えてまいりたいと思っております。

平井農林水産部長

御論議いただきありがとうございます。整理の意味で発言させていただきたいと存じます。

先ほどもお答えには触れさせていただいたのですが、目標値につきましては、県の総合計画におきまして令和4年度は2億5,000万円であると。それと、私どもが作っております徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画というものがございまして、これもお認めいただいている分でございますが、令和6年度にこの売上げを2億5,000万円という数値目標にしております。

その内容といたしましては、御承知のとおり、直接売上げと関与売上げの両方を足して2億5,000万円という構成になっておりまして、それを達成するんだということで令和4年度予算を御説明させていただいて、お認めいただいている経緯がございますので、私もそれを大前提にしているということでございます。

仁木委員

最後に私の意見を申し上げておきます。

目標を定めている中で、何でもうちよっと先の目標をと言っているのかといえば、それは上昇していく目標を作っていくかきけないかと思っているからです。最小の投資で最大の効果を出していく、これは当たり前の話ですよ。皆さんも言わなくても分かることだと思うんですけど、転貸借については2,000万円か5,000万円かを掛けるわけじゃないですか。それで二億何円でもよろしいんですかという話なんです。広告料5,000万円や2,000万円を払ってから、それで売上げがその3倍、4倍でいいのっていう話なんです。

だから、効果検証をどうすべきかというところでいえば、その目標設定が甘過ぎるんじゃないですかというところからこの議論をしよるわけです。ですから、それも踏まえてある程度また補正を、補正というのは金額の補正というか目標の補正をしていくべきだということですから、これは取りあえず総合戦略で立てている部分においては、二億何円という部分についてはちゃんとした算定をしていないんじゃないかと、疑問を呈さざるを得ないわけです。

結局、ターンテーブルの赤字のほうにフォーカスされていて、本来の目的はこうで、その中で取りあえず作った金額にしか私は思えない。それは、投資効果の率のところ疑問を呈していますので、その点は目標設定を補正していくべきだということをお伝えして、ターンテーブルの質問についてはこれで終わらせていただきたいと思います。

続きまして、鳥獣被害についてです。

鳥獣の部分で、カモの被害について報告していただいていますけれども、前段にちょっと教えていただきましたら、徳島市で被害のあった部分が、徳島市で対策をされたので石井に移動したというような話だったと思うんです。それは、県内に入ってくる個体数が増えなければ被害額が増えないんじゃないかという単純な考え方なんですけれども、何が原因でそうなったのか。

徳島市で食害していたカモが移動しただけというわけじゃないような気がするんですけども、そこら辺はどのような分析をされているのか、お教え願えますか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま仁木委員から、鳥の数と被害の因果関係について御質問いただきました。

被害につきましては、徳島市のほうで対策ができたということで、そこについては周辺に広がっていったという状況になっております。鳥の数と被害についての因果関係は、はっきりとしたことはちょっと申し上げられませんが、ここに参考になる数字としまして、被害状況の調査をした数字がございますので紹介させていただきます。

ガン・カモ類の生息状況につきまして、環境省のほうで毎年1回、1月中旬に各都道府県が一斉に調査をしている数字がございます。

その中で、徳島県では日本野鳥の会の徳島県支部に委託しまして、吉野川の河口とか県内の河川、ため池、海岸等で調査をしております。この調査結果によりますと、本県ではマガモ、カルガモ、ヒドリガモ、それからコガモの4種類の飛来が多く、この中ではコガモを除くマガモ、カルガモ、ヒドリガモがブロッコリーやハウレンソウ、レンコンなどを食害するということが知られております。

その調査結果でございますけれども、令和3年度はマガモが6,000羽という数字が出ておりまして、ここ数年の間では4,000から7,000羽の間で推移しておりまして、令和2年度と比べますと700羽ほど減ったという状況になっております。続きまして、カルガモにつきましては昨年度3,600羽という数字が出ておりまして、これも令和2年度と比べますと約500羽ほど減っております。ヒドリガモにつきましては昨年度約5,000羽ということになるんですけれども、これについても令和2年度と比べましたら500羽ほど減っているという状況にはなっております。

そういった中で、カモにつきましては被害が周辺に広がっていったということで、直接の因果関係とまでは言えないところがございまして、数字的には余り変わらないような状況でここ数年は推移しております。

仁木委員

ということは、例えば鳥じゃない鳥獣被害においては、個体数ということでもう明確に原因が分かっておるわけですね。じゃあ鳥のほうは、今のお話でいえば減っているのに移動しただけで被害金額が増えるというのは、食べるものが高くなったのかどうなのかというところだと思うんですけれども、そこら辺は両方ともブロッコリーで換算しているわけですね。ということは、対策としてどういうことをすればこの被害を軽減できるようになるのでしょうか。

金子鳥獣対策・ふるさと創造課長

どういうふうに対策をしたら軽減できるかという御質問を頂きました。

先ほども説明したところの中で、カモ類につきましては、河川や湖沼から近いほ場に多く発生しております。そこで1度被害が発生しますと、何回も同じところに来るという習性があるようでして、その地点から次第に周囲に向かって拡大していくと聞いております。

今回、徳島市のほうで対策ができたということで、そこはもう被害が発生していませんけれども、その辺りから餌といいますか食べ物がある周辺の地域に広がっていったのかなというふうに考えております。

仁木委員

鳥獣被害については、自治体が対策していかなければいけないとは思いますが、この物理的な原因がよく示されない中でありますから、やっぱり市町村もどうしたらいいのかと困っていると思うんです。だから、そこら辺もしっかりとサポートしていただければというところだけお願いしておきたいと思っております。

あと最後ですけれども、これはJGAPの関係で、取得の体制とか維持をする維持審査

の体制整備というのを過去から申し上げています。これはもう常に申し上げています。

ここら辺の体制をしっかりと作っていただきたいということで、チームの編成なりを、それはやっぱり県が主導していただいて、目標を作っていただいているんだから、維持審査等々も含めて体制整備をお願いしたい。そういうことを検討はしていただいていると思いますけれども、その進捗はどのようになっているのでしょうか。

岸本畜産振興課長

ただいま仁木委員より、JGAP、家畜・畜産物の畜産GAPでございますけれども、その指導体制についてどうなっているのかということで御質問いただきました。

これまでも仁木委員のほうからは、例えば先ほどもお話がありましたように、JGAPの審査だけでなく中間審査、これまでも畜産農家さんに寄り添った形でのサポートということで、いろいろ御意見も頂いたところであります。

それまでは、県におきましては、例えば家畜保健衛生所、畜産振興課、農業支援センター等々の職員が一つのチームとなって各農場さんの対応をしておりましたけれども、委員のほうからも県下全域でのそういう技術伝承を含めたサポートチームというような御意見もあったところです。

今月上旬でございますけれども、徳島・西部の家畜保健衛生所から、3名ずつからなる合計6名のチームを編成いたしまして、これから対応していこうと。さらに、これに加えて、他の所属機関のJGAP指導員の職員さんも徐々に加えながら、一つのチームとして農家さんの要望に沿ったような形での指導体制を作り上げていきたいと考えております。

仁木委員

長く議論が続きましたけれども、結論が出てよかったです。私もJGAPの指導員資格を持っていますので、いろいろと御指導いただければと思います。

最後に意見ですけれども、冒頭にターンテーブルのお話をしました。

間接売上げ、直接売上げを増やしていくという話の中で、西沢委員が移動販売も含めてとおっしゃっていましたが、私もこれは賛成です。やっぱりこうして売上げを増やしていくというのは、それが目的だと思います。ですから、ちょっとでも徳島のものを向こうの市場で売るといふ努力をどうしていくかということについては、これは本当に考えていただきたいということだけ申し添えまして、質問を終わらせていただきます。

寺井副委員長

私のほうから、2点ほど質問させていただきます。

まず、その前にちょっと理事者側の皆さんにお聞きしたい点がございます。皆さんの家の職業が農業だという人は、手を挙げていただければ。

分かりました。ちょっとびっくりしました、二人しかいないと。私がこれから質問することを理解してくれるのかなという心配はありますけれども、質問したいと思います。

先ほどからいろいろとお話が出ておりますが、特に米の問題です。米粉とかいろいろな方法もあるし、消費の拡大に向けてのお話もあったわけでございますけれども、皆さんが

御存じのとおり、昨年の米の売買で8月中に売買ができたのはコシヒカリで5,200円ぐらいですね。そして9月に入ると、あきさかりはもう4,000円台というふうな話を聞いております。

これは本当にいかななものかなと私は思うわけでございます。単純に考えても米で食っていけないという中で、実は6月3日に徳島新聞の読者の手紙の欄に、「大赤字の稲作、穴埋めに躍起」という文章が投稿されたところでございまして、正にその世界を皆さんも肌で感じているし、現実はそのだということが書かれているわけでございます。仮に30キロが5,000円だとすると、2斗ですから20升ですよ。だから、半分だと2,500円です。1斗ですから10升ですよ。1升が250円、1合にして玄米が25円だということになってくるんです。そうなってくると、1合の米を炊くと腹一杯、丼鉢1杯ぐらいになるわけです。だけれど、それが25円、お水を300ミリリットル飲んだら100円。これではやっぱり農家は食っていけないと思うんです。その中で、今年、実は一昨日にたまたま高校時代の同級生が石井から来まして、寺井、今年の米価3,500円だってと、こういうお話がありました。いや、そこまでいったらもう大変なんでそれはないと思うという話をしたわけでございます。

先日の知事の答弁等で、直近の上がった分の経費については、2分の1を県が助成してくれるという、本当に有り難い制度だと思いますけれども、根本の米の価格をどうしていくかを決めないと、本当に徳島の農業というか日本の農業が崩壊してしまうのではないかと私は思っています。特に、私は徳島のほうですけれども、いわゆる改良区であったり水利組合の維持費だけでも大変なのに、そういうこととの関連がもう壊れてしまうと私は思っております。

それで、皆さんの中で、この値段で本当に将来農業をする人がおるんかと私は思うんですけれども、徳島の農業について、それでも大丈夫ですという人がおるんだったら、誰か答弁してほしいと思います。

林次世代農業室長

ただいま寺井副委員長より、米の非常に安い中で農業がこれから大丈夫なのかと、いけるのかというふうな御意見を頂いたところでございます。

副委員長がおっしゃるとおり、特に令和3年産の米価が非常に安い中で、さらには担い手の高齢化でありますとか減少が進む中で、非常に大きな課題、そして場面に直面しているということとともに、世界情勢でいろんな分野でのコスト高といった背景に、農家は一層厳しい経営環境となっているということで、営農の継続への不安があるということもしっかり認識させていただいているところでございます。

県では現在、令和3年度から令和6年度までの4年間を計画目標といたします農林水産基本計画に基づきまして、生産流通販売への取組でありますとかスマート農林産業の実装、労働力確保、そして持続可能な農林産業の実現など、そういったことにつきまして戦略的に転換させているところでございます。さらに、将来に向けて担い手が農業の魅力を感じて就いていただくということは、我々としても非常に重要と考えているところでございます。

そして、農業自体が地域経済はもとより県土保全をも支えているということから、本県

農業振興を図る上で、将来を見据えた中での中長期的な視点で戦略的に展開することが不可欠であると考えているところでございます。

このため、将来にわたりまして本県農業を維持、発展させるということで、農林水産基本計画も踏まえながら人材育成の部分、そして新たな技術開発、また農地集積基盤整備、環境配慮型農業、さらには販売力強化といったことを核に将来を見据え農業振興を図ってまいりたいと考えているところでございます。

具体的に人材育成につきましては、農業分野におきましてはアグリビジネススクール、そして果樹ではかんきつアカデミー、そして施設園芸アカデミーというふうなことも通じながら、経営感覚の優れた人材育成を進めていく。そして、新たな技術開発につきましては、当然生産性を上げることが非常に重要な要素でございますので、石井の農林水産総合技術支援センター、そして徳大を核といたしましたサイエンスゾーン、そういったことに機能を最大限発揮させながら、産学官連携によりますオープンイノベーションを加速させますとともに、スマート技術はもとより省力技術も含めまして、生産性向上につながる技術開発による生産性向上を図ってまいりたい。

さらには、農地集積、そして基盤整備といったことにおきましては、現在進行しています地域における担い手、そして農地集積の将来方針を取りまとめる、人・農地プランを実践、実装するとともに、生産基盤の整備によります優良農地の確保、あるいは担い手の集積を図ることによる集約、規模拡大につながる生産性向上、そして環境配慮型農業につきましては、SDGsそしてみどり戦略といったことに基づきました中で環境に配慮した農業の推進、そして販売力強化につきましては、関係団体の連携を密にした中で、関西圏はもとより首都圏を含めながらいろんな媒体、手法を用いた中での情報発信強化などについて、しっかり取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

将来にわたり本県の基幹産業である稲作をはじめ、農業の活力を維持・発展させ地域経済と県土の保全を支えるためにも、関係機関が一丸となって人、もの、マーケットの好循環によります農家所得の向上に向けまして、戦略的にしっかりと施策展開を図ってまいりたいと考えているところでございます。

寺井副委員長

将来に向かってのお答えをいっぱい頂いたんだけど、現実そんなに甘いものじゃないと。この米の値段が仮に今年3,500円ということはないと思いますけれども、仮に4,000円だとしたら、それで農家が本当にプラスになるのか。将来ということもないんだけど、じゃあどうしてそんな値段になるか。需給バランスですと、すぐ皆さんは答える。需給バランスですよと言われたら我々は何も言えないんだけど、本当にこの価格でいけるんかと。たくさん米が余っているんでしょうけれど、それをどうにか解消してなくしていけないのかと。そういう感じがするんだけど、農林水産部として国に対してそういう提案をしないのか。

林次世代農業室長

ただいま寺井副委員長より、非常に厳しい状況の中で国に対してもしっかりと農業が継続できるような対策と申しますか、そういったことについての提言といったことをすべき

じゃないかということをお願いしたところでございます。

副委員長のお話のとおり非常に厳しい状況の中で、若い農業者が夢と希望を持って参入といいますか、就農していただける環境を作るということは、当然、非常に重要な取組であると考えております。

副委員長のお話のとおり、そういった様々な若者が希望を持って入れる環境につながる様々な支援につきましても、国の施策も活用しながら、あるいはない部分についてはそういった新たな部分で創設等を含めまして、足りない部分等につきましてもは団体等、そして生産者、現場のことにもしっかりと耳を傾けながら、そういったことをしっかりと検討していきたいと思っております。

寺井副委員長

答弁はよく分かるんですけど、現実にはそれではなかなか農家は続けていけないと思うんです。理想論と言ったらいけないけれど、そういう対応をしてくれてもです。例えば、農地集積とかもやってくれているんですけど、それによって水田を辞めて、米が余っているのだから畑作にきなさいと。そのときに、じゃあブロッコリーを作りましょうかといって作ったときに、しわ寄せは畑作農家に寄っていくわけです。そうしたら、面白いときもあったのかもしれないけれど、今年のブロッコリーは余り面白くないという話もいっぱい聞くんです。

本当に水田の価格で水田を守ってくれる人の生計が立てられる世界をキープしないと、簡単に畑作に移行しなさいよと言っても、そこへしわ寄せがいつて結局農家が自分でまた首を絞める世界になる。昭和の時代の話をしてもおかしいんですけど、あのときは本当に値段も高かったし30キログラムは大方1万円近くもしていたから大丈夫だったんですけど、せめて30キログラムが七、八千円ぐらいでキープできないと本当に崩壊してしまうよ。もう本当に米を作る人がいなくなる。

食料安全保障も言われているのに、本当にこれで大丈夫なのかと私は心配しているんです。その辺をやっぱり県としても国へ意見書なり何かを出していただくとかをやらないと、本当にもう農業を辞めたという人がいっぱい出てくるよ。それをまたいろいろな組織を補填するのはまた農林がやるんだらうけれど、そんな無駄な金なんか使うことないもの。やっぱり米をみんながまあまあペイできる、生活ができるまでと無理を言うてもいけないのかもしれないけれど、経費が最低でもペイできる世界を作らないと、本当にこれはもう大変なことになっていくのではないかと心配しています。

一つ皆さん方、すばらしい人たちがばかりなので知恵を出していただいて、徳島の農業が残っていけるような世界を是非考えて議論していただきたいと思っております。これ以上言ってもしょうがないので、ここで置きます。

平井農林水産部長

ただいま寺井副委員長からのお話のとおり、本県の農業経営者の大部分の方が携わっておられる稲作対策、米価対策につきましてもは答弁もさせていただきましたが、県土保全それから食の安全保障と密接に関係している部分でございまして、私どもの政策の中でも1丁目1番地、基本中の基本の政策であるというふうに認識しておるところでございます。

そのような認識の下で、必要な国への政策提言については随時積極的に行っていきたいというスタンスを持っております。その一環といたしまして、御承知のとおり、この度の様々なコストの増額分については、緊急的な対策が必要でないかということで国にも提言させていただきまして、県議会にもいち早くお認めいただいて、県としての補完措置もさせていただいて、更に準備も進めている状況でございます。

お話のとおり、米対策は国の政策との関係も多くございますが、徳島県としてもきめ細やかな対応をいたしまして、国策に関わることについては積極的に国へ提言していくというスタンスで、今後とも県内生産者の目線にしっかりと立ちまして、徳島県としてなすべきことをしっかりと迅速に講じていきたいと考えておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

寺井副委員長

今、平井部長から答弁していただいたんだけど、本当にODAか何かで思い切って余っている米を、飢餓のある人は7億人もいらっしゃるといふんだから、それに出せるんなら出してほしい。その中で、輸出の方向に力を入れるといふのだから、それが一つの流れになって日本の米はうまいねというように展開できたら、なおさらいい話なんで、こういうことも含めて国のほうに是非言っただけならばと思っております。一つ、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう1点、5月25日に日本農業新聞において、みどりの食料システム法が可決、成立した旨の記事がありました。この法律は、昨年5月に農林水産省が決定した政策方針であるみどりの食料システム戦略の実現を図るために制定され、本年7月1日から施行予定となっております。

この法律が施行されるに当たり、改めてみどりの食料システム戦略の内容と法律の概要について教えていただきたいと思ひます。

七條農林水産政策課長

ただいま、みどりの食料システム戦略と、5月に公布されております関連法につきまして御質問を頂いております。

まず、みどりの食料システム戦略でございますが、委員がお話しのとおり、昨年5月に農林水産省の政策方針として策定されたところでございます。内容の御説明の前に、戦略策定の背景について、少し御説明させていただけたらと考えております。

農林水産省によりますと、食料、農林水産業につきましては、昨今、大規模な自然災害ですとか、地球環境の温暖化、足元では生産者の減少等によります生産基盤の脆弱化などが懸念されております。加えまして、新型コロナの感染拡大等によります、生産・消費の変化への対応が直面する課題となっているところでございます。

一方で、昨今では健康な食生活ですとか、持続可能な生産・消費などの機運が非常に高まっております。さらに、諸外国におきましても、環境ですとか、健康に関するこういった戦略が幾つか策定されています。こういった動きを見ておりますと、今後、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsですとか、環境を重視した国内外の動きが加速していくと見込まれておきまして、今や正に産業活動における環境負荷の軽減の取組につきましては、

もう世界の潮流となってきたというような認識がございます。

こういったことから、農林水産省におきましては、食料と農林水産業の生産力の向上と持続性の両立に向けまして、その取組の方針として、今回の戦略が策定されたとのことでございます。

戦略の内容でございますが、この戦略は目標年度を2050年と設定しておりまして、持続可能な食料システムの構築に向け、中長期的な四つの分野に分かれておりますけれども、まず生産に必要な資材やエネルギーの調達に関する分野、それから食料の生産に係る分野、その後の加工・流通、さらには消費の分野、これらの各段階において環境負荷軽減を推進することといたしております。生産分野の取組の1例を御紹介させていただきます。

まず、温室効果ガス削減対策としましては、農林水産業におけますCO₂のゼロエミッション化、農業機械の電気化の技術の確立でありますとか、化石燃料を使わない園芸施設への完全移行などが掲げられるとともに、環境保全対策としましては、化学農薬の使用量を50パーセント軽減する、化学肥料の使用量を30パーセント軽減する、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を全体の25パーセントへ拡大するというような達成目標が明記されるとともに、消費の分野におきましても、食品ロスの削減であったり、消費者と生産者の交流を通じた相互理解などの取組が明記されているところでございます。

次に、二つ目のみどりの食料システム法についてでございますが、先に御説明させていただきましたみどりの食料システム戦略を具現化するために法整備がされておきまして、本年4月に国会で可決、成立しまして、この7月に施行されることとなっております。法律の特徴的なところを御説明いたしますと、農林漁業者が環境の負荷を低減するために行う事業活動を、一定の基準に基づきまして認定するという行為がございます。この行為が、新たな制度として創設されているところでございます。

ちなみに、農林水産漁業者がこの認定を受けますと、例えば制度融資の特例といたしまして、借入れの償還期間の延長でありますとか、施設等の設備整備、導入を行ったときに税制上の優遇措置としまして、特別償却などのメリット措置を受けられることとなっております。

なお、戦略の実現に向けまして、法律上の位置付けとしまして国が基本計画を策定するとともに、現段階におきましては、県と市町が共同いたしまして県計画を策定するというようなことが明記されているところでございます。

寺井副委員長

分かりました。化学肥料の低減等々はあるんですけども、日本の農業は労働生産性じゃなくて土地生産性をよく言いますよね。このときに、果たしてそれができるのかという部分もあります。広大な土地のアメリカみたいところでいけば、たばこなんかでも300町分とか500町分も作っている農家があるわけです。そういうところはうまく転換してやれるんだけど、それと一緒に世界になると大変なんで、日本は土地から幾ら上げるかという土地生産性が言われる中で、ここまで低減したりいろいろしたときに問題はないのかなという心配はありますけれども、これはまた後で議論があるのかなと思ったりもします。

戦略の概要については承知いたしました。戦略では、有機農業の取組面積の割合を

25パーセント、全国で100万ヘクタールへ拡大といった大胆な国の目標が設定されているところです。県ではどのように進めていくのか、説明をお願いします。

七條農林水産政策課長

有機農業の取組についての御質問でございます。

みどりの食料システム戦略におきましては、環境負荷に関する数多くの取組がございますが、その一つといたしまして有機農業の推進が位置付けられているところでございます。副委員長のお話のとおり、非常に高い目標が設定されていると私も認識いたしております。

有機農業をはじめといたしました環境負荷の低減に資する栽培につきましては、現在の技術のみをもって化学肥料の低減ですとか、化学農薬を削減いたしますと、生産性の低下を招くおそれがあるというように考えております。

国におきましては、この戦略において2050年の目標達成を目指しまして、2030年までに実践技術の体系化や省力技術の開発、2040年までには次世代有機農業技術の確立を図るといような中長期的な、かつ段階的な取組が設定されているところでございます。

こういった国の方針を踏まえまして、現段階におきます取組につきましては、今後、県と市町村で策定いたします県計画に環境負荷の低減に関する目標でありますとか、生産者が実施する環境負荷低減活動の内容を定めることとなっております。県計画は、この戦略を推進する上で非常に重要な計画になろうかと考えております。

このため、策定に当たりましては、農業者あるいは農業の生産団体、さらには消費者の代表の方など有識者で構成いたします県基本計画策定会議を立ち上げまして検討を進めてまいりたいと考えております。

委員がお話しの有機農業をはじめとする環境負荷軽減に関する取組、さらには面的な拡大に当たっては、現在の技術的な課題を念頭に置きまして、今後、研究開発そして現場の実証、更に実装を、各段階を踏まえ着実に取り組むことが重要でございます。先に御説明いたしましたとおり、有識者等の御意見を十分にお伺いしながら、しっかりとした計画を策定してまいりたいと考えております。

寺井副委員長

有機農業の取組はいろいろと御意見があるわけですがけれども、なかなか現場は大変だと思えますし、私の知っている農家でもやっている方はいらっしゃいます。本当にこれで食えるのかと思ったりもしますがけれども、それを価値として認める人たちがたくさんいるので、それもいいのかなとは思いますがけれども、なかなか大変だろうと思うし、隣接する農地とのトラブル等々もあるわけです。消毒をしないといろいろあるんですけれども、これから進む中でそういう問題も生じてくるのかなというふうにも考えます。

今の面積から拡大するということですがけれども、直近の直面する壁というのは何かありますか。

七條農林水産政策課長

有機農業の取組に当たりまして、この戦略の長期的な取組とはちょっと離れて、直面す

る課題についての御質問かと思いますが、やはり委員のお話にありましたように、有機農業に取り組まれている方は県内でも相当数の方が現実にはいらっしやいます。だんだんと増えてきております。それに比例するように、どちらが先か分かりませんが、有機農業で生産された農産物を好まれて、少々高い値段でも買っていいよというような方も徐々に増えてきておまして、こういった相乗効果で徐々に増えてきているという現実はあるかと思えます。

一方、有機農業での生産に当たりましては、広く確立された技術がないので、それぞれ取組されている個々の方がかなり御苦勞をされて、技術的な確立を進めているというような現状がございます。

また、有機農業に取り組まれて、例えば減農薬、更に無農薬栽培をずとしたときに、周辺の畑から農薬が飛散して掛かったり、反対に有機農業だからゆえに病害虫が発生し隣のほうに害を及ぼすというようなことから、面的に有機農業に取り組むような整備が今後必要になってくるのかという現状にあらうかと思えます。

寺井副委員長

拡大については一足飛びにはいかないと思えます。徐々に進めていただきたいし、結局はそれに取り組む生産者が所得を確保できる世界を作らないとなかなか広がっていかないのかなと思えますけれども、もうかる農業とすることが大事だと思いますので、その点を一つどうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

先ほど頂いた答弁から、基本計画の策定が重要だと理解したところでございますけれども、今後のスケジュールの目途について教えていただきたいと思えます。

七條農林水産政策課長

基本計画の策定スケジュールについての御質問でございます。

現在のところ、国が策定いたします基本方針については、この9月頃を目途に公表されるとの情報を得ております。計画の最終的な内容につきましては、この国の基本方針を踏まえた内容としていく必要がございますが、9月まで待つておるわけにもいきませんので、具体的なスケジュールといたしましては、まず基本計画は県と市町村が共同で策定するという枠組みとなっておりますことから、来月中にも市町村との間で農業分野におけます環境負荷軽減に対する意識の共有であったり、取組に対します機運の醸成、それから基本計画策定に向けた情報等の共有を図るための説明会の開催、それから個別のヒアリングを実施してまいりたいと考えております。

また並行いたしまして、先ほど申しました農林漁業者、生産団体、消費者等の代表の方々、有識者で構成いたします県基本計画策定会議を設置いたしまして、8月中に第1回の策定会議を開催し、本格的な計画策定をスタートしてまいりたいと考えております。

その後、策定会議や市町との意見交換を重ね、11月頃には素案を作成し、令和5年4月の策定を目指しまして作業を進めてまいります。

なお、策定の進捗状況、それから素案などにつきましては県議会へ御報告させていただきますので、御助言を賜りますようお願いしたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

寺井副委員長

みどり戦略は長期的な視点を持った新たな制度であり、基本計画は市町村と県が共同で策定するものとされることから、市町村を含め関係機関にみどりの食料システム戦略の趣旨について、十分理解を得られるよう説明を尽くしていただきたいと思います。

今後、みどりの食料システム戦略に基づき、化学肥料や化学農薬の使用量の削減に取り組んでいただくことになるとは思います。一方で生産効率や高品質生産を追求している農業者もおられるわけですので、基本計画の策定に当たっては、こういう点も考慮しバランスのよい計画となるようお願いしたいと思います。

もう1点、質問させていただきます。

事前でも話が出ていたわけですが、農業ロボットのいわゆる収穫ロボットについて、あれは確か9,000万円ぐらいの予算が付いていたと思います。御承知のとおり、いまやトマトの収穫ができるロボットが出来ているという話ですが、そのロスも3割ぐらいあるといいます。

これから徳島のきゅうりタウンで使えるような収穫ロボットを開発していくということなんだろうけれど、ロボットなので簡単に土耕栽培のところでは使えないよね。基本的にはコンクリートで下を固めたところでないと思えないのかなと思うんです。今回1億円近くのお金が投資されるんだけど、今後、県はどこまで完成度の高いロボットを目指していくのか、お聞きしたいと思います。

伏谷経営推進課長

ただいま副委員長から、新たなロボットの完成度や今後の対応等について、どういう展望を持っているのかという御質問を頂いております。

5月議会でも申し上げたとおりでございますが、本事業におきましては、キュウリを対象とした収穫ロボットの開発に取り組むんですが、この研究過程におきまして得られる知見や技術が、今後研究開発の段階が進むにつれて、ほかの品目での作業の機械化への展開に応用できる可能性があると考えております。

例えば、本事業で開発に取り組みますロボットアームやAI画像の認識技術につきましては、キュウリは非常に大きい葉っぱで実が隠れたりという状況があるんですが、葉っぱに実が隠れている状況でもいろんな画像認識を、AIを用いて存在をしっかりと確認して、切る位置を精査してしっかりと無駄なく収穫するというふうな技術を開発していく等の高いレベルを目標としているところでございます。

こういった技術は、かんきつ類におきましても収穫作業を機械化する際には必要となる技術と考えております。3年間かけて新たに開発した技術をベースに、関係機関と連携して他の品目へ技術を展開していこうと思っておるところですが、副委員長から御指摘いただきましたとおり、現在、海部で開発しようとしているハウスのほ場につきましては、もちろん下がフラットな状況でございます。コンクリートこそしてございませんが、かなり均平化された、ロボットの機械も移動が可能な状況での設定となっております。

今回、3年後を見据えまして、例えば県下の特産品でございますスダチとかユズに展開するとなりますと、露地であればもちろん斜面であったり、下に凹凸があったりというこ

とで、現在開発したとしても移動が極めて困難な状況が想定されます。つきましては、まずは画像認識の部分とロボットアームの部分を進化させるという意味では、そういった果実への対応はかなり実現味が帯びてくると思うんですが、移動の部分については全くこれからで、しっかりと研究開発していく分野であると考えておりますので、まずはこのキュウリの開発、機械ロボットの開発を見据えた上で、今度はそういった荒れた土地でどういう動きができるかという部分も、研究範囲を広めていければと考えておるところでございます。

寺井副委員長

今の答弁の中で、3年後が語られておったけれど、3年後までは県の予算として突っ込んでいくということですか。

伏谷経営推進課長

補足させていただきますと、今回の国に採択されましたきゅうりロボットの開発事業につきましては、3年間で約3億円弱のオール国費を頂くことになっております。つきましては、これで開発のめどが立った暁には改めて国のほうへ、今度はスタチ等のロボット開発について要望を求めていくという格好になろうかと考えておりますが、それ以外の手法につきましては、その過程を見守りながらいろいろと検討していければと考えておるところでございます。

寺井副委員長

すばらしいことが行われようとしているんで、しっかり頑張ってもらいたいし、将来的にスタチやユズも含めて収穫できるというのは有り難いことなので、一つしっかりと投資をするなり研究をするなり、前へ進めてほしいと思います。

西沢委員

先ほどの副委員長の話で、有機農業は25パーセントがまず目標でということですけども、日本では今0.5パーセントですね。多分これもかなり落ち込んでいるのじゃないかな。一生懸命に有機農業で頑張っている人間が、もうほとんど高齢化していった体力が要るもんだから辞めていっている。調べてみたら、ヨーロッパのほうでは二十数パーセントやっているところがある。じゃあ何が違うんかと、有機農法のやり方が簡素にやれるのか。何があるのかとインターネットを見たら、一番は学校とか病院とか、そんなところが高額で買っていると。有機農業に対する国民の考え方が、日本とは大分違うところがあったみたいです。

だから、まずは有機農業を進めるんだと、国民、県民に勧めて、その中で費用負担に見合った物の金額を上げて、それを使えるところはどんどん使っていくという方向にしなければならぬ。さっき言ったように広めずに一側面にやっても、安くて何をやっても労力だけでしんどいだけやというふうになれば終わりです。労力に見合うだけのものをちゃんと上げるという方向を徳島県からやってほしい。それで、国のほうにもそういうことをお願いしてほしいと思います。

原委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

農林水産部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、農林水産部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第2号

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

次に、お諮りをいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月8日から8月10日までの3日間の日程で、産業振興や農林水産業振興に資する施設等を調査するため、東京都及び千葉県等の関係施設を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、本日の経済委員会を閉会いたします。（15時45分）